

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 七 号 (閉会中審査)

平成三十一年一月二十四日(木曜日)

午前八時三十分開議

出席委員

委員長 富岡 勉君

理事 大串 正樹君

理事 後藤 茂之君

理事 橋本 岳君

理事 大西 健介君

理事 安藤 高夫君

理事 上野 宏史君

理事 鬼木 誠君

理事 木村 哲也君

理事 国光あやの君

理事 小林 鷹之君

理事 國場幸之助君

理事 繁本 護君

理事 田村 憲久君

理事 高橋ひなこ君

理事 中曾根康隆君

理事 西田 昭二君

理事 細田 健一君

理事 三谷 英弘君

理事 宮内 秀樹君

理事 山田 美樹君

理事 阿部 知子君

理事 尾辻かな子君

理事 初鹿 明博君

理事 稲富 修二君

理事 白石 洋一君

理事 榊屋 敬悟君

理事 高橋千鶴子君

理事 柿沢 未途君

厚生労働大臣

総務副大臣

根本 匠君

鈴木 淳司君

財務副大臣

厚生労働副大臣

内閣府大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(総務省大臣官房審議官)

政府参考人

(財務省主計局次長)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房長)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房総括審議官)

政府参考人

(厚生労働省労働基準局長)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人

(厚生労働省保険局長)

政府参考人

(厚生労働省政策統括官)

参考人

(日本銀行調査統計局長)

厚生労働委員会専門員

委員の異動

一月二十四日

辞任

大岡 敏孝君

小林 鷹之君

塩崎 恭久君

高橋ひなこ君

丹羽 秀樹君

堀内 詔子君

池田 真紀君

同日

辞任

補欠選任

小寺 裕雄君

堀内 詔子君

石崎 徹君

小寺 裕雄君

國場幸之助君

中曾根康隆君

西田 昭二君

細田 健一君

村井 英樹君

大串 博志君

同日

辞任

石崎 徹君

鬼木 誠君

高木 啓君

三谷 英弘君

同日

辞任

宮内 秀樹君

同日

辞任

神田 憲次君

同日

辞任

本田 太郎君

同日

辞任

本田 太郎君

同日

辞任

本田 太郎君

同日

辞任

本田 太郎君

同日

辞任

本田 太郎君

同日

辞任

本田 太郎君

同日

辞任

本田 太郎君

四、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外十名提出、第百九十六回国会衆法第四一号)

五、厚生労働関係の基本施策に関する件

六、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

七、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

の閉会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

厚生労働関係の基本施策に関する件(毎月勤労統計調査について)

○富岡委員長 これより会議を開きます。

厚生労働関係の基本施策に関する件、特に毎月勤労統計調査について調査を進めます。

この際、政府から説明を聴取いたします。根本厚生労働大臣。

○根本国務大臣 毎月勤労統計調査における不適切な取扱いをめぐる事案について発言させていただきます。

毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを、平成十六年から一部抽出調査で行っていたこと、その結果、平成十六年から十九年までの「きまって支給する給与」等の金額が低目になっているという影響があったことが判明いたしました。

政策立案や学術研究、経営判断等の礎として、常に正確性が求められる政府統計について、こうした事態を引き起こしたことは極めて遺憾であり、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深く

おわび申し上げます。

また、毎月勤労統計調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険、労災保険、船員保険における給付額に影響が生じており、平成十六年以降にこれらの制度の給付を受給した方の一部及び助成金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となりました。

このため、今月十八日、平成三十一年度予算の概算の変更を行っていただき、追加給付に必要な給付費等として所要の予算を計上させていただきました。

厚生労働省としては、平成十六年以降追加給付が必要となる時期にさかのぼって追加給付を実施いたします。

正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しております。

具体的には、雇用保険、労災保険及び船員保険の追加給付に関し、まず、現に受給中の方については、今後新たに支給が行われる分について、三月から順次六月までに再計算した金額での支給を開始する予定です。

なお、過去に受給したことがあり、現在は受給が終わっている方の分を含めて、既に支給が行われた分については、現住所の把握や他の給付との併給調整の精査等の追加作業が必要ことから、作業スケジュールの検討にいましばらく時間をいただきたいと思います。

また、追加給付等については問合せ専用ダイヤルを開設しており、国民の皆様からの御照会、御相談にきめ細かく対応してまいります。

さらに、今般の事案に係る事実関係及び責任の所在等を解明するため、統計の専門家を含む外部有識者及び弁護士をメンバーとする毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会を設置し、今月二十二日に報告書をいただきました。これを踏まえて関係職員の処分を行うとともに、私は大臣就任以来の給与及び賞与の自主返納をいたします。ま

た、副大臣、大臣政務官四名も同様に給与等の自主返納をいたします。

厚生労働省として、統計に関する姿勢を正し、再発防止に向けた今後の監察委員会の議論を十分踏まえ、組織を挙げて再発防止に取り組んでいくとともに、国民の皆様に対して必要な追加給付を行うなど、しっかりと取り組んでいく決意であります。

委員長、理事を始め委員の皆様方には、御指導を賜りますようお願いいたします。

○富岡委員長 以上で説明は終わりました。

○富岡委員長 この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房審議官横山均君、財務省主計局長長宇波弘貴君、厚生労働省大臣官房長定塚由美子君、大臣官房総括審議官土生栄一君、労働基準局長坂口卓君、職業安定局長土屋喜久君、保険局長榊見英樹君、政策統括官大西康之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富岡委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。橋本岳君。

○橋本委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の橋本岳でございます。

今回の件、私も、以前、大臣政務官や副大臣として厚労省にいた時分のことも入っておりますので、自分にも責任がかかるということは認識をしておりますが、きょうは、一人の議員としてただすことで、まずはその責任を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

先日二十二日に報告書が公表されました。迅速な対応をいただいたことに感謝を申し上げます。と思います。ただ、全てが納得できたわけではござ

いません。そのことについて幾つかただしてまいりたいと思います。

まず、資料をお配りしておりますので、委員の方はごらんをいただきたいと思いますが、一枚目、報告書の二十八ページから抜粋をした一節がございます。「統計がどのような形で利用されているのか」ということについて、想像力が著しく欠如していたと言わざるを得ない。こういう指摘があるわけでございます。

統計担当者個人のレベルではこんな指摘もあり得るのかなと思わなくはないですが、資料の二枚目、一枚めくっていただきますと、厚生労働省のウェブサイトに載っている資料、この「毎月勤労統計調査結果の主な利用状況」というのがウェブサイトに載っております。失業給付の額の算定とか、労働災害の休業補償とか、労災保険の保険給付とか書いてあるんですね。何で、厚生労働省の人が、厚生労働省が公表している厚生労働省の事務を把握するのに想像力が要るんですか。そんな話ではないですよ。

今回、厚生労働省が、姿というのは、厚生労働省が当たり前に把握していなきゃいけないことを、全く認識しないでいいかげんな統計をつくって、結果、こうした給付を過少にして国民に迷惑をかけた、そういう姿じゃないですか。何で想像力の話になるんですか、これが。到底納得できないものではない。この国民に大きな迷惑をかけた責任は重いと思います。大臣、どう考えでしょう。

○根本国務大臣 委員の御指摘は、私ももともとだと思います。

毎勤統計というのは、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする調査であって、今委員の御指摘のように、統計法で基幹統計とされておいて、雇用保険の失業給付の算定や労災給付などに用いられている重要な統計であります。

このような政策立案、保険給付や学術研究等の基盤として、常に正確性が求められる毎勤統計に

おいて、予算の組み替えも含めて、このような事案を起こしたことは、これは私もまことに遺憾であって、起こしてはならないことであります。

報告書においても、想像力が著しく欠如したという御指摘もありました。そして、その前段に、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計において不適切な取扱いが長年にわたり継続したことは信じがたい行為であり言語道断と、厳しく指摘をされております。私も、返す言葉もありません。

この想像力が著しく欠如という指摘をされた今回の事案の背景には、厚生労働省として、統計の正確性というものに対する余りにも軽い認識や組織としてのガバナンスが欠如している、これは監察委員会でも指摘をされております。これは私も真摯に受けとめなければならないと考えております。

今回の事案、真摯に反省して、そして国民の皆様の信頼回復に全力を挙げて努めていきたいと思っております。

○橋本委員 続けてお尋ねをしたいと思います。ですが、資料の③というやつ、報告書の二十五ページから二十六ページの抜粋でございます。

これは、大臣がいつ御存じになったのかというときの話でございますけれども、引用しているところによりますと、このときは政策統括官Jさんと雇用・賃金福祉統計室長Iさん、こういう登場人物というようになっておりますのでそう申し上げますが、この二人は十二月二十日に厚生労働大臣に一報されたということになっております。

ただ、翌日、二十一日にこの毎勤統計の十月分の確報の公表をしているわけでございますけれども、この一節では、その内容を説明しなかったということになっておりますし、なぜしなかったのかということ、思いが至らなかったから、こういうことになっているわけですね。

じゃ、その十月分の確報ということではどんな公表をしているか。その一枚が、資料の四枚目についております。④と書いてあるやつ。これは、前年比とか前年差の表でございます。

二〇一八年一月から補正をしていたわけですから、その年の平均値というものは確かに正しかったと言えるかもしれません。しかしながら、二〇一七年十二月までの数字というのは、補正をしていなかったというのをこの時点では把握しているわけですから、補正をしなかった数字と補正をした数字の比較をしたり差をとったりするのはおかしいですね、不適切ですよ。そのことに思いが至らなかったというのはどういふことですか。

あるいは、大臣は、この報告書を信じて御存じではなかったということなのかもしれませんけれども、それならばそれで、不適切な統計を発表して、管理不行き届きじゃないですか。どう考えられるんですか。

○根本国務大臣 本件事案については、十二月二十日に事実関係の一報を事務方より受けました。私がその時点で聞いたのは、具体的には、五百人以上規模の事業所において全数調査とすべきところ、東京都において抽出調査を行っていたというところ、抽出調査の結果を必要統計的处理、要は抽出率を考慮して復元するというところ、これを行わずに集計していたということが判明して、その報告を受けました。

ですから、私も、その報告を受けたときに、経緯など、あるいは原因、いろいろな状況、これは速やかに徹底的な調査を行うよう指示をいたしました。そして、結果的には、二十一日に十月分の確報値をそのまま公表しておりました。

私も、実はその後、事務方にこれを確認いたしました。その時点では、私も次の日に確報値を公表するということまでは把握しておりませんでした。その時点では、ですから、その後、事務方に確認いたしました。確認しましたところ、今回の事案について具体的な経緯等が明らかでなかった状況の中で、毎月定例の業務として、今回の事案と関連づけることなく事務的に公表したものであって、事務方の責任者が、確報まで思いが至らなかった、問われてそういう話をしたということ聞いております。

私も啞然とする思いではありますが、国民の皆様、統計にかかわる皆様に御迷惑をおかけしております。今後、正確性、継続性に留意しながら、毎勤統計、早急な、取扱いとなるようにしていきたいと思っております。

そして、この不適切な取扱い、統計の信頼性だけではなくて、組織としてのガバナンスが問われておりますから、厚生労働省という組織に対する信頼回復に全力を挙げるべく、私も先頭に立って取り組んでいきたいと思っております。

○橋本委員 総務省に指摘されたのは十三日ですよ。二十日に大臣のところにお話が行かれたよね。その一週間、何をやっていったんですかね。それで思いが至らなかったで済むんだつたら、ぼうつとして生きていたら、五歳児じゃなくたって怒りますよ。信じられるわけじゃないですか、そんな話。

今回、東京都について、抽出率は公表しないです。勝手に変更されていたということでごまかすけれども、そのことで、意図的あるいは作爲的に抽出がなされたのではないのか、統計に何らかの、上にしたのか下にしたのか、意図を持って抽出したのではないのかという疑いがかけられております。

資料⑤として、厚生労働省が統計委員会に出した資料で抽出の方法が書いてありますのをつけておりますが、このとおりであれば妥当ということだとは思いますが、厚生労働省の資料が信用できるんだつたらこんな話になっていないんですよ。このとおりをやった証明はないんです。報告書にもありません。何で報告書で触れていないんですか。

○大西政府参考人 抽出の方法、あるいは今御指摘ありました実態等について、今般の特別監察委員会の報告書で触れられていないということにつきましては、特別監察委員会では、今般の毎月勤労統計調査に關して発表された一連の不適切事案等について検証の対象としておるところでございます。

まして、この取りまとめ時点において抽出の方法につきまして問題点として把握されていなかった、そういう経緯であるかと存じます。

○橋本委員 公表されずに抽出をしていましたと言っていたわけじゃないですか。それが事案に含まれないという意味がわからないんですけれども。今の答弁で何で通じるのか僕にはさっぱりわからないんですが、まあ続けます、しようがないので。

抽出が変だったんじゃないかという疑いを晴らす方法があるんです。

というのは、本当に過去のことについて言えばわからないかもしれませんが、昨年六月に神奈川県、愛知県、大阪府に抽出でやるという通知を出して、実際に名簿がつくられました、後で撤回されましたけれども。そのときにどんな抽出をしていたのかということ、この監察委員会なりあるいは総務省や統計委員会などに、第三者の目で、ちゃんと抽出していたのかどうかチェックしてもらえば、それが正しく抽出していたのかどうかということは人に認めてもらうことはできるはずですよ。

ぜひその調査をしていただきたいと思いが、いかがですか。

○大西政府参考人 毎月勤労統計調査におきましては、無作為抽出という手法でございまして、基本的には、事業所・企業母集団データベースから事業所データを入手し、産業、事業所の規模区分あるいは番号順に並べた上で、抽出率逆数に従って、等間隔に調査対象となる事業所を選出しております。こういう手続をとっておるわけでございまして、委員からお示しいただきました資料におきまして、統計委員会でも御審議をいただいているところでございます。

私どももいたしましては、ただいまの委員の御指摘も踏まえまして、引き続きこの統計委員会ですっきりとした御審議を、専門家の目でチェックしていただく、そういうことをしていただけるようにしてまいりたいと考えております。

○橋本委員 繰り返して言いますが、統計委員会でも抽出率とかそういうもののうそをついていたのはあなたたちですよ。だから、統計委員会でもこんな資料で説明しているからいいんだなんて話にならないからこんなことになっているんですよ。プログラムだとか実際に抽出されたリストとかを見てもらえばそこはわかるかもしれない。ぜひ御検討いただきたいと思っております。

続きまして、資料の六枚目を見ていただきたいと思っております。来年度予算、これから審議されるであろう来年度予算の概算要求書でございますが、ここでも調査対象の数が、全国調査、三十人以上が一万六千六百七十五事業所、五人から二十九人のところが一万六千五百事業所、合計すると三万三千七百七十事業所ということになります。三万三千七百七十事業所というところですが、枠で囲ってあるところですよ、そう書いてございまして、でも、実際、これももうそだったんですよ。三万件か三万件弱ぐらいしか調査していません。

これは来年度予算の概算要求書ですけども、毎年こういう要求をしていたんじゃないですか。財務省にうそをついて予算要求をしていたんですよ。何でそのことが報告書に触れられていないんですか。

○土生政府参考人 監察委員会の事務局の立場から御答弁させていただきます。

先生御指摘のように、毎月勤労統計調査、全国調査でございますけれども、規模三十人以上の第一種事業所の数、規模五十人以上二十九人以下の第二種事業所の数の合計を、調査対象事業所数ということになっているわけでございまして。

この点につきましては、報告書におきましても、全体として公表してまいりました事業所数と実際の調査対象数の違いの問題という中で、全国調査は今申し上げましたような小規模の事業所あるいは三十人以上の事業所の二つの調査に分かれておりまして、全国調査はその数の合計であるということも記載されていることでございますので、そういう点も踏まえまして、全体的な事案の事実関

係の究明、責任の所在の評価がなされたものと承知いたしております。

○橋本委員 意味がよくわからなかったんですけども、正直言ってます。

財務省にお尋ねをします。来ていますよね。

概算要求でこうした形で実際と違う数字で要求をされていたということが明らかになっているわけですが、仮に、一般的に、ある年まで三万三千件の調査をやると言っていた、次の年から概算要求が、例えば、誰かが正しく公表しようということになって、三万件の要求ということで直つたとして。予算額への影響はありますよね、一般論として。

○宇波政府参考人 お答え申し上げます。

基幹統計でございます毎月勤労統計調査、この調査に要する経費につきましては、予算上は義務的経費というふうにされております。

予算計上に当たって、本統計調査の対象事業者数の考え方につきましては、厚生労働省から要求いただくに当たって、総務大臣に承認を受けた調査計画、ここに計上されている対象事業者数が載った形で予算要求をいただいております。予算上は、この本計画に示された事業所数に応じまして、もちろんそのほかに物価とか人件費とかその他の要素はございますけれども、そういった要素も勘案しながら所要額を計上してきたところでございます。

したがって、この調査計画に示された対象事業者数が仮にふえたり減ったりして、これに伴って概算要求の内容が変わった場合には、その増減を踏まえまして所要額を計上することになるというふうに考えてございます。

○橋本委員 当然のことだと思うわけです。

今回の報告書、何で全数が違ったのかを公表しなかったのかということも調査の対象だったと思いますが、予算が減るからじゃないんですか。何でそのことを報告書で触れていないのか、やはりわからないんですよ。役所の人だったら誰でも思いつきますよね、きっと。まあ、来年度の予算が

適切であることを願いますけれども。

さて、いろいろ思うところをただしてまいりましたけれども、きょうもこれからも指摘はたくさんあるでしょう。それについて、補足をしたい調査なりなんなりというのはぜひやっていただきたいと思いますが、そのおつもりがあるか。

それから、再発防止策は今後の検討ということになっておりますが、そのめどというものがあれば、ぜひ早くしていただきたいと思いますが、お願いをしたい。

時間がないので全部まとめて聞いてしまいますが、厚労大臣の冒頭発言で、三月から追加の給付をしたいというような御発言がございましたが、雇用保険、労災保険、船員保険、それぞれありまして、事情も違うと思います。それぞれの取扱いについて教えてください。

○土生政府参考人 御質問の二点につきまして、私の方から御説明をさせていただきますと思っております。

今回の特別監察委員会報告書は、一月二十二日に取りまとめをいただきました。大臣に手交されたものでございます。それを踏まえまして、厳正な処分等がなされたということでございます。本委員会の今後の活動につきましては、再発防止策を検討することになっていくわけでございます。

御指摘の点につきましては、二十二日の記者会見におきまして、樋口委員長からは、事実関係及びその評価については、持っている全てのものについてもう既に検証したというふうに考えているとおっしゃっている一方で、もしほかから何か出てくるようなことがあれば、私はないというふうに思うが、もしあるとしたら、それについては当然検証するということになるのではないかとこのように御発言されているということでございます。と、事務局としましてはその判断に従うべきものと考えております。

また、再発防止策につきましては、引き続き御議論いただくことになっておりまして、できる限

り早く取りまとめたいだけのお願いをしております。事務局としても全力を挙げていきたいと考えております。

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。

追加給付につきましては、そのめどを可能な限り早期に国民の皆様方にお示しをしていくことは大変重要であるというふうに考えております。

雇用保険につきましては、まず、現に受給中の方々に、再計算をした金額での支給ができますよう、システム改修や法令の整備などを急ぎまして、三月中旬に、切りかえの日以後失業していった日について再計算した額での支給を開始したい、開始する予定であるというふうにしておるところでございます。

一方、既に支給が行われた分につきましては、過去に受給したことがあり、現在は受給が終わっている方の分も含めまして、現住所の把握などの追加の作業が必要であることから、作業スケジュールの検討にいましばらくお時間をいただきたいというふうに考えております。できるだけ速やかにスケジュールをお示しできるよう努力してまいります。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。

労災保険の関係でございますけれども、今の雇用保険と同じような考え方に立ちまして、労災年金につきましては、今後新たに支給が行われる分に関しまして、四月、五月分から再計算した金額で支給を開始する予定とさせていただきます。と思っております。

また、休業(補償)給付につきましても、今後新たに支給が行われる分に関しまして、四月分の休業であつて請求があつたものから、順次、再計算した金額での支給を開始する予定でございます。

一方で、既に支給が行われたものにつきましては、他の給付との併給調整の精査あるいは現住所の把握等の追加作業が必要なこと、いましばらくお時間をいただきたいと考えておりますが、できるだけ速やかにスケジュールをお示しできる

ように努力してまいりたいと考えております。

○樽見政府参考人 船員保険の関係でございます。

船員保険につきましては、障害年金や遺族年金に係ります追加給付の対象となり得る方、約一万人と推計しておりますけれども、その住所情報オンラインデータで保管をさせていただきます。

それから、追加給付に伴う特段のシステム改修も不要でございますので、対象者の特定や給付額の確定作業を急いで進めたいと考えております。今後、速やかに対象者の特定作業を進めるとともに、まず、現在受給中の方について、給付額を改定する通知を送付した上で、ことしの四月中旬に、現在利用中の口座に追加給付を行いたいというふうに考えております。

○橋本委員 終わります。

○富岡委員長 次に、榊原敬悟君。

○榊原委員 公明党の榊原敬悟でございます。

今回の毎月勤労統計の不適切な調査の問題に対して、私自身もこれまで二度、厚労副大臣を仰せつかっておりまして、自身、管理監督責任を全うできなかったというこの不明を恥じております。国民の皆様は謝罪をしなければならぬと考えている次第でございます。その上で、改めて原因の追及と再発防止に全力を挙げて取り組み、責任を果たしたい、こんな思いでこの席に立たせていただいております。

冒頭、大臣から発言がございましたが、大臣に改めて確認をしたいと思います。

事実確認は今、冒頭発言でおっしゃったわけでありますが、今回の事案に係る問題の本質について大臣はどう認識しておられるのか、その認識も一緒にお答えいただきたいのであります。その認識に対してどういうふうな厚労省として責任をとろうとしておられるのか、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○根本国務大臣 今回の事案についての本質というお話がありました。

今回の事案については、特別監察委員会から

も、統計に携わる職員の統計の正確性に対する認識の甘さ、統計部門における組織のガバナンスの欠如などが指摘されています。私は、これを統計部門だけの問題として捉えてはならないと考えております。全庁的な問題として捉えなければいけないと考えています。

私が、関係職員の厳正な処分を行うとともに、みずからの給与及び賞与の自主返納などを発表した日に幹部職員を集めて訓示したのは、統計に対する信頼だけではなく、厚生労働省という組織に対する信頼を回復していくために全力を挙げてほしいということでもあります。

私も、みずから先頭に立って取り組んでいきたいと思っています。

○榊屋委員 問題の本質はこれから更に調査が進むのではないかと、進めなきゃならぬとは思っておりますが、大臣も今おっしゃったんだけれども、少し認識が甘いのではないかと。

私の言葉で言わせてみますと、今回の問題の本質は、基幹統計でありながら、統計法の規定も無視して、厚労省だけで内々に調査手法を変更して公表せず、なおかつ統計上の復元作業も怠った。厚労省は、こうした法律無視の厚労省だけの独善的な行政措置を放置して、結果、雇用保険などで多くの国民に経済的な損失を与えたということが私は本質論だろーと思っております。

更に言うと、今大臣がおっしゃったように、厚生労働行政あるいは統計行政に対する国民の信頼を失墜せしめたということは極めて大きな問題であらう、このように思っているわけでありまして。厳正な処分と大臣はおっしゃったけれども、処分も、あるいはこれから検討される再発防止策も不正の全容説明が大前提でありまして、これがきちっとなされているかどうかということが私は大事だろーと思っております。

公明党の強い主張によりまして、毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会が設置されました。これが、一月の十七日以降、精力的に調査や関係者へのヒアリングが行われて、二十二日には

報告書が発表されている。そして、昨日には処分も発表された。きょうを迎えるために大変な御努力をされたことは一定の評価をしたいと思えますけれども、ただし、わずか一週間でありまして、いかにも拙速な調査ではないのかという感じを私は拭い切れません。

ぜひこれは、必要な、この委員会等で新たな指摘が出た場合は、しっかりと調査を、原因究明の、不正の全容説明に対する追及ということは引き続きやっていただきたい。うみを出し切るということがなければ、再発防止策は出てこないというふうには私は感じております。

そこで、きょう全部配られておりますが、私もこの報告書を読みました。一読して、橋本理事のように一つ一つ挙げませんが、私の感想を申し上げますと、厚労省内部の言いわけはしっかりと書いてある。言いわけばかりが並んでおりまして、結局は厚労省内部の担当者の責任を曖昧にしているんじゃないかという感じを拭い去れません。

二つ指摘したいと思えます。一つは、東京都の抽出調査が始まった経緯について、事業所からの苦情とかあるいは都道府県担当からの要望などの背景が示されております。そういう要望があったんだ、ニーズがあったんだというふうなことが書いてある、背景として。

何ゆえ統計調査の変更等の適切な手続や公表がなされなかったのか。ここは文書を皆さんも見ていただきたいのでありますが、十五ページの最初のパラグラフとそれから四つ目のパラグラフ、どうしてそんなことをしたのかというふうな理由や背景はたらたらたら書いてあります。書いてあるんだけれども、一番肝心の、例えば二パラの下から三行目、「一方で、東京都の規模五百人以上の事業所について抽出調査にすることについて、調査計画の変更等の適切な手続を踏むことなく、担当課のみの判断として調査方法を変更したことは、不適切な対応であったと言わざるを得ない。何でこうなったかということとは全然言及がない。その前の理由はたらたら書いてある。

私は、こここそ、このホワイの部分をもっともっと調査しなきゃいかぬのではないかと、肝心の部分は極めて調査が不十分だというふうに感じております。

次の右側のページに、うその上塗りとか、何とかの改正にあわせてやろーと思ったというような認識も書いてありますが、こんな表現は、政府統計に対する、行政組織としての認識の欠如は信じていたいものがある。言語道断という評価はまさにそのとおりでありまして、ここは、厚労省内部の調査だけでなく、統計委員会あるいは総務省に対する調査も行い、協議相手、第三者の認識を確認すべきじゃないかと。もつと言うならば、あわせて東京都や神奈川県などの自治体の状況も、これはどういうふうに感じておられたのか、これも特別監察委員会では調査すべきだと思うんですが、特別監察委員会というのは厚労省の内部しか調査できないんですか。ここを確認させていただきます。

○土生政府参考人 御説明させていただきます。特別監察委員会でございますけれども、厚生労働省におけます、大臣をトップといたします監察本部にあわせて設置をされたということでございます。

職員の聴取あるいは調査、ヒアリングでございますけれども、そのやり方につきましては委員の参画も得てお決めをいただいたところでございまして、具体的には、職員、元職員に対する延べ六十九名のヒアリングを精力的に委員も参画していただいております。このことでもござい

ます。委員御指摘のように、更にさまざまな外部の方に対しても御意見を伺うということも一つの考え方であるかと思っております。記者会見で樋口委員長からも御発言がございましたとおり、問題の重要性を考えると、わかってるところから確定したところで公表する、こういう考え方のもとに一月二十二日に公表されたということでもござ

います。また、あわせて、先ほども御答弁申し上げましたとおり、委員長としても、全てのものについて検証したということではございませんけれども、他方で、もしほかに何か出てくるというようなことがあれば、委員長自身はなと思うけれども、もしあるとしたら、それについては当然検証ということになるという御発言もあつたところでございまして、事務局としましては、そうした委員長の御判断に従って対応してまいりたいと考えております。

○榊屋委員 土生総括審議官に確認いたしますけれども、この特別監察委員会の活動は、例えば私が今例として申し上げた東京都、あるいは、その後、大阪や愛知とかそういったところへも抽出調査を広げよう、こういうこともあるわけで、そうした外部の調査、あるいは統計委員会。統計委員会は、二十二日に皆さんがこの報告書を出されて、二十三日には西村さんが、まだ決してこの経緯は十分明かされていないというふうにおっしゃっているわけで、そうした外部への調査というのはできるんですか、できないんですか。やろーと思えばできるの。

○土生政府参考人 お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、どういう調査を行うかということ自体、委員会でお決めいただくことでございまして……（榊屋委員「いや、できるかできないか」と呼ぶ）はい。そこでお決めいただければできるというふうに考えております。

○榊屋委員 やはり、先ほど六十九名とおっしゃったけれども、結局は、厚労省の元職員あるいは厚労省の職員、そこに対して調査をされたわけで、しかも、特別監察委員会は大臣のもとに置かれていくわけでありまして。国民は、本当に客観的な目で、今回の不正の経緯ということがどこまで明らかになるのかということ、これを固唾をのんで見ておられるわけでありまして、必要に応じて、指摘があれば、もう一回確

認しませんが、統計委員会の西村委員長はきのう、不適切な対応がなされたのかまだ解明されていない、このように発言をされているわけでありまして、私はこの報告書で全て解明されたとは思っていない、必要であればという話でありましたが、ぜひお願いしたいと思います。第三者から見た事実確認がなければ国民は信頼できない、お手盛りの評価だと言われてしまうわけでありまして。外から見た厚労省の責任について、しっかりと調査を続けてもらいたい。

私も、一月の三十日に統計委員会のまた審議があるようでありまして、その流れもしっかりと注視をし、そこでどういう報告がなされるのか、どういうやりとりがあるのかということもよく確認をして、場合によっては、こういう委員会でもまたその辺の問題をただしてまいりたいというふうに思っている次第であります。

それから、多くの国民は今回の問題をどう感じてもらえるか。やはり一番の問題は、今申し上げた不適切な対応がなぜ起きたのか。本当にホワイの部分に一番関心があるわけで、もっと言いますと、組織的な関与、組織的な隠蔽があったのではないかと、組織的な隠蔽があったのではないかと私は思っております。

そういう意味では、平成二十三年八月、総務大臣への申請を行うに当たって、不適切な抽出調査が行われていることを認識していたにもかかわらず、上司や総務省に報告しなかった、従前のままの調査計画を記載した当時の雇用統計課長、平成二十七年に事務取扱要領で抽出調査部分を削除した雇用統計課長は上司への決裁もない、平成二十九年の全数調査を行っていない説明を受けていた政策統括官、こうした事態は組織的隠蔽ということになるんじゃないか。だって、そうでしょう。統計情報部長、政策統括官、雇用統計課長、参事官、管理官、今回処分された方々をずっと見ておきますと、こういうのを組織的隠蔽というんですよ。

組織的関与というんじゃないか、私は、国民は

そう感じているだろうと思うんですが、この点はいかがでしょうか。今回の報告書の中でもそうした項目を立てて、組織的隠蔽、組織的関与についてというぐらゐの項目を立てて説明をする責任が私はあるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○高階副大臣 先ほど、第三者によるしっかりとした評価の継続、そしてさらに、各職員それぞれがどんな仕事をしてたのか、それぞれの時点での評価が必要であるという御指摘だと存じます。

例えば、報告書を参考にしてみますと、平成三十年一月から実施予定である調査計画、この承認申請を行いました平成二十八年十月時点の担当課長だった者は、計画書に五百人以上規模の事業所は全数と実際に書いているわけですが、その一方で、調査は抽出によって行われているという事実を既に把握している。こういった点では是正がなされなかったのかという点がござります。

一方で、決裁を行いました部長級ということになりますけれども、これは、決裁をしたけれども調査の実態が報告されていない、把握していない、こういう状況になっているわけではございません、調査が適正に行われたのかどうかということの確認が怠られているというふうなことになる、ばらばらだという状況であります。

こういう状況でありますので、実際に申請し、承認されている計画がそのとおりになされているのかどうかといったフォローアップまでを含めた事実の確認というところが怠られているという点では、まさしくそれぞれの役割が果たされていないということが言えると思います。

今回の報告書を踏まえまして一月二十二日に関係職員の厳正な処分が行われたところとござりますが、事態を招いたことを深く反省するとともに、今後、しっかりとした原因究明、そして再発防止に向けた取組を省庁挙げて取り組んでいくということ、そして、特別監察委員会の提言を真摯に受けとめつつ、さらなる解明をしていくという所存でございますので、引き続き御支援賜り

ますようお願い申し上げます。

○梶屋委員 今、副大臣から組織的な関与あるいは組織的な隠蔽ということについて明確な御説明がなかった、私はこう思うんです。副大臣がおっしゃったように、恐らく今回は、それぞれのポストの人が連携を持たずに、事実を知っていたにもかかわらず、それが組織に共有されなかった。それこそが組織的関与でありまして、一人一人の責任ということについては、組織的な関与はなかった、組織的な隠蔽はなかった、こういうふうにいって早く結論づけられておりますけれども、そんな話をするんだと、厚労省って一体どういう役所なの、もうそんなのは本当に組織でないという私は気がいたします。解散的な出直しが必要ではないか、こう思うんです。

もう一点だけ。
ちよつとさつき忘れたんだけれども、今の副大臣の答弁を聞いて思ったわけですが、特別監察委員会の調査でありますけれども、平成二十九年、二〇一七年ですが、組織統計、これも大きな問題が起きてまして、統計委員会から各省庁に一点検の要請がありました。

ちよつとこのころは、復元作業をそろそろ開始しなきゃならぬと厚労省も動き出したときであります、そのときに厚労省が恐らく、問題はありませんが、そのような回答をしたんじゃないかと思ひますが、そうした事実もこの特別監察委員会、この報告書には入っていないのであります、そうしたことも私は改めて確認してもらいたい、しっかりと時系列的に整理をしなきゃいかぬと思ひていますが、副大臣。じゃ、土生さん。

○土生政府参考人 報告書の内容でござりますので、私の方から御説明させていただきます。

報告書の十一ページの一番下のところでござりますけれども、統計法を所管する総務省から、経産省所管の組織流通統計関係の事業を契機として点検の要請が行われたということとござりますけれども、それに対して厚労省の担当係が

ら特段問題なしという回答が行われたということで、報告書の中で事実関係として記述をした上で、評価をいたしましては、一連の対応につきまして極めて不適切といった評価をいただいているということとでございます。

○梶屋委員 触れてはいるということですが、私もこれからしっかりと調査をしてみたいんですが、一つ一つの事実関係がこうした委員会で明らかにした場合は、この報告書で特別監察委員会の事実解明の作業は終わりというふうにしていただきたくない。必要であれば、ぜひ続けてもらいたい。

何度も言いますが、この解明なくして真の再発防止策、あるいは、今回大臣が決意された、決断された処分が、厳正な処分とおっしゃったけれども、これは軽過ぎるんじゃないか、あるいは重た過ぎるんじゃないか、私は、処分というのはやはりきちとした原因究明がなされて行われるべきだろうと思ひておりますので、そうした観点で引き続き議論をお願いしたいというふうに思ひます。

話は戻りますが、今回の一連の整理を私なりにしてみましたけれども、何度も何度も是正する機会があった。何度もあった。だけれども、結局のところ、是正することができなかった。これを総括的に、事実を知りながら漫然と従前の取扱いを踏襲した、こういう評価になっているわけでありまして、政府統計の重要性を本場にどのよう考へておられるのか。厳正な調査はまだ続けなきゃならぬ。私は、うみを出し切るまでやっていただきたいというふうに思ひております。

もう一点確認ですが、平成十六年から二十三年の資料の存在が確認されない問題につきまして、これも厚労省でよくある話であります、ないないと言ひつた資料が出てくるということとは私も何度も経験しましたけれども、そういうことはないでしょうね。

○大西政府参考人 今委員から御指摘いただきました資料の点につきまして、この特別監察委員

それで、委員御関心の点につきましては、この報告書の中で、再集計を行うために必要なデータ等の一部は、いずれにしても、引き続き、それを確認するための努力が継続されるべき、ただ、その存在が確認できない現時点では、当該期間については再集計ができない、こういう事実もあるという事で、その存在が現時点では確認できない、そういう評価をいただいているところでございます。

○桝屋委員　しっかりとこは調査をしていたのだ
きたい。私も経験しましたが、倉庫から出てきた
というようなことも、これまでもありました。必
要な統計、統計の連続性という観点からもう
でも必要なものでありますから、努力は続け
ていただきます。

時間がありません。最後に一点確認ですが、参議院の方においては追加給付の具体的な事務について確認をさせていただきたいと思っておりますが、大臣から今、冒頭御報告があったので、あらら内容はわかりました。一点だけ確認をさせていただきますと思います。

今回二百億近い事務費が必要になります。厚労省の不手際で、特別会計から支出をすることに
なるわけであります。もちろん、今までの経費を
削減しながら、あるいは予備費を使うということ
も伺っておりますけれども、よもやこれで保険料
にはね返るということはあつてはならぬと思うわ
けであります、この点だけ最後に確認をさせて
いただきます。

○土屋政府参考人　お答え申し上げます。
今回の追加給付につきましては、毎月勤労統計の再集計値及び給付のための推計値によりまして給付額の上限、下限等を法令上規定し直すことにより、各種の給付額の再計算を行ひまして、その差額を保険給付として支給させていただくものであります。

例えば、雇用保険の基本手当、いわゆる失業手

今お話がございました保険料率への影響ということでございますけれども、現在の雇用保険などの財政規模あるいは財政状況に鑑みますと、今回の追加給付に要する事務費を予算計上することによりまして保険料率が上昇することにはならないというふうに考えておりますけれども、いずれにせよ、複数年度をかけて、引き続き、既定の事務費の節減などを行うことによりまして所要の財源費を確保しつつ、労使の皆様方にも御理解を得られるように、丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

○榊屋委員　これで終わりますが、労使の皆さん方も大きな関心を持ってこの問題を見ているわけでありますので、しっかりとその辺は確認をさせていただいたわけであります。

以上できようは終わりたいと思います。ありがとうございます。
とうございしました。

○富岡委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 立憲民主党・無所属フォーラム、西村智奈美です。

まず 今回の問題、私は言語道断のことだと冒頭申し上げたい。そして、そのことを厚生労働省が隠蔽し、今なお、そのアリバイ的な調査をやったということで早期に幕引きを図ろうとしている、このことについても強く抗議をしたいと思います。

事は 政府の基幹統計がゆがめられ、それによつて国民の皆さんに大変迷惑をかけたということ、そして、その原因について、全く今回の報告書によつても明らかに出来ないということ、私はこれだというふうに思つております。

きょうは、限られた時間でありますので、ポイントを幾つかに絞って質問していきたいと思っ

このときに、政府はそれまで、裁量労働制のデータが誤っているということをし、かなりの期間認めようとはしませんでした。しかし、国会で審議が行われるや、もうこれはだめだということでデータを撤回し、そして法案から裁量労働制の拡大の部分を削除した。このときに、厚生労働省内にある監察チームというのが立ち上がってといいますが、そこにこのデータの作成プロセスの検証が任ざれて、たしか六月ごろだったと思いますけれども、動き始めた。監察チームの報告が出たのが、私の記憶だと、多分二カ月近くかかっているんですね。

厚生労働省の中の問題であって、そして常設されている監察チームの検証です。二カ月近くかかっているにもかかわらず、今回、第三者性を高めたと言われる特別監察委員会で、なぜ七日間の審議で、協議でこのような報告書が出てくるのか。アリのバイ的な報告書だという疑いを持たざるを得ません。最初からこういったスケジュールがありきで、十七日に一回目をやって、二十二日に報告書を出して、きょうの閉会中審査で一定のけりをつけて、通常国会が始まったら予算委員会は無難にスタートしよう、こういう意図があったんじゃないか、こういうふう疑わざるを得ません。

このことについて一つ一つ伺っていきな
と思っておりますが、まず一つ最初に伺
たいのは、やはり給付の問題です。今回
のこと、大変多くの国民の方に影響が
出ております。この給付、本当に全員
に行き渡ることになるのかどうか、私
は疑問です。

まず一点伺いたいのは、相談ダイヤルですね。今設置をされているということなんですけれども、どういうふうな内容で、何件ぐらい今かかってきているのか、そして、この費用については、年内の予備費とかほかの事務費からの工面という

追加給付に関するお問合せ、これについては専用ダイヤルはおおむね百回線以上設置し、最大百八十四回線を確保して対応しています。そして、フリーダイヤルで、平日は、日中働いておられる方々を想定して、八時半から二十時まで問合せを受け付けております。また、土曜日、日曜日、祝日は、平日にはお電話ができないような方々を想定して、八時半から五時十五分までの方々を想定して、お問合せを受け付けております。その実績については、一月十一日からきのうまでに四万二千七十三件であります。

そして、主な相談の内容ですが、いつ支給されたか、どの給付が対象となるのか、自分が追加給付の対象かどうかを調べる方法はないのか、これが主な相談内容であります。

相談ダイヤルに関する経費については、平成三十年度の既定予算を活用しているところであります。

○西村(智)委員 来年度予算は、今度は百九十五億円の事務費が予定されているということであり
ます。

ちよつとこれは資料できょうお配りをしておりますが、一枚目が毎月勤労統計の再集計等に伴う厚生労働関係事業の見直しの影響ということで、

事務費合計百九十五億円というふうにかかれております。うち、平成三十一年が約九十六億円ということなんですけれども、これについてはどう

○根本国務大臣 追加給付に要する百九十五億円の事務費については、各制度の保険料を財源とし、

また、住所データがない等の理由によつて追加
 給付の連絡ができない場合には、国民の皆様にお
 ております。

申出を呼びかけ、申出に基づき追加給付を行うこととしております。こういうことから、結果として、平成三十一年度中に全ての追加給付が終了す

るとは限らないものと考えておりまして、後年度の負担の可能性も考慮した上で、平成三十一年度予算に平成三十一年度所要額として九十六億円計上しております。

平成三十一年度に必要となる事務費については既定の事務費等の節減により財源を捻出したところでありますが、いずれにしても、被保険者などの負担する保険料の将来的な引上げにつながらないよう、所要の財源については、引き続き、既定の事務費の節減を行うことによって確保していきたいと考えています。

○西村(智)委員 国の不祥事で出たこういった案件の後始末をするのに保険料を使うというのは、これはどういふことでしょうか。私は、それはやはり国民の理解は得られないというふうに思うんです。ここはきつちりと、どういうふうに捻出するのかということを変更してもらう一回教えていただきたい。

それから、来年度以降、もしかしたらまた平成三十三年度以降も、例えば周知をするとかシステム改修をするとか、確認のための人件費が必要とか、こういったことが出てくる必要性があるんじゃないかというふうに思うんです。

次のページに事務費の見込みということで書いてありますけれども、百九十五億円のうちの九十九億円は後年度以降に回っていく可能性もある、あるいは、後年度以降になっていく可能性はある、もっとも事務費等々がふえていく可能性はあるということなんじゃないでしょうか。

いつまでかけてこれをやるのか、大臣、ぜひここは明確に教えていただきたい。

○根本国務大臣 現段階でどの程度事務費が必要かということで、百九十五億円と想定をしております。追加給付については、追加給付が必要な方にはとにかく給付をさせていただくということと考えておりますので、現段階の追加給付に係る事務費は百九十五億円と今予定をしております。

○西村(智)委員 ですので、確認ですが、百九十五億円という事務費は今後ふえていく可能性があ

るか、そして、その財源を保険から更に出すという可能性はあるか、この点について答えてください。

○根本国務大臣 現段階でこのぐらいの事務費がかかるだろう、これは当然想定の上で出しているわけですが、追加給付の実績がどうなるか、これは現時点で明確に申し上げることはできませんので、要は、考え方としては、名寄せ作業をしたり、あるいは追加給付の実績、こういうものは支給実績が出てきますから、こういう状況の中で、必要があれば見直すことになると思います。

○西村(智)委員 今の御答弁は、百九十五億円という事務費がふえる可能性があり、そして、それを保険料から出す可能性もあるということをご否定されなかったということでしょうか。

○根本国務大臣 これはあくまでも現段階での見積りですから、ふえる可能性もあるし、場合によっては減る可能性もあるだろうという性格の予算の見積りだと思います。

○西村(智)委員 ふえる可能性があるということでした。

それで、ちよつとこの辺、非常に曖昧で、このところ、例えば追加給付になる方の人数も一千九百七十三万人から二十五万人にふえるとか、あと、給付の額もふえるとかいうことがいろいろ言われていて、一体、じゃ、二十五万人というのはどういう方々なんだろうというふうに、ここはやはり疑問に思うんです。

二十五万人というその算定根拠、それから追加給付が七十九億五千万円になるというその算定根拠、どこからどこまでの期間のどういう方々が対象になるのか、ぜひ教えてください。

今、最初に、相談ダイヤルに四万人を超える方が相談の電話をかけておられるというふうに答弁がありました。私の知人も、何人かやはりかけているんですよ。そのときにどういふ答えが出てくるかといったら、追加支給が始まる時期が示されない、追加支給の可能性はあります、その場合は文書で通知が送られてきますと。

結局、何か、こう言ったら申しわけないんですけれども、かけてもかけなくても出てくる情報は同じですから、これでは国民の皆さんの不安はより一層高まるだけだというふうに思うんです。明確に、二十五万人の方々はどこからどこまでの期間でどういう方々なのかというのをぜひ示していただきたい。

○根本国務大臣 今回の追加給付は、一つは、雇用保険関係については基本手当、これはいわゆる失業手当であります。高齢者雇用継続給付、育児休業給付などの雇用保険給付を平成十六年八月以降に受給された方、労災保険関係については傷病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金、休業(補償)給付などの労災保険給付や特別支給年金などを平成十六年七月以降に受給された方、船員保険関係については障害年金、遺族年金などの船員保険給付を平成十六年八月以降に受給された方、こういう方々が対象となる可能性があります。

これらの追加給付に関する対象となる人数及び追加給付の見込みについては、例えば雇用保険について言いますと、毎月勤労統計の再集計値及び給付のための推計値、これを新たに算出したしました。この毎月統計の再集計値と給付のための推計値の算出に伴って、賃金日額については上限額と下限額を設定しておりますので、これが動くことによって、上限額、下限額に張りついている層を推計した上で、そして、その層に対して平均的な給付額を乗することで所要額の算出をしております。

その他の制度についても、私が今申し上げました同様の考え方に基づいて算出しているところであります。

このほか、事務費や加算額を勘案して、影響の出る各制度の影響額の合計金額として七十九億五千万円、そして、今私が申し上げた受給される方の延べ対象人数として二十五万人を算出したところであります。

○西村(智)委員 今の説明を聞いて、ああ、自分

は該当するとか、該当しないとか、わかる方はいられるんじゃないかな。いないと思いますよ、今の大臣の説明じゃ。

明確に言わないと、この相談ダイヤルに本当に不安を持ってかけてくる人だけがふえていった、しかし、その回答が、もうちよつと待つてくださーい、通知が来るまで待つてくださーいということでは、これはもう、消えた給付金ということになるんじゃないですか、最後は。本当に必要な人に払い切れるんですか。どうなんでしょう。

先ほど大臣からも答弁がありました。これからの作業の進捗によっては事務費がふえてくるかもしれない。いつまでかかるかわからないわけですよ。対象になる人も、二十五万人という案件というかということなんじゃないけれども、データがない期間がありますよね。捨てられている、あるいは紛失している、その部分についてどういふふうに計算するのか、ここもまだ何にも明らかにされていない。

これは、給付金が宙に浮いて、最後は消えてしまふんじゃないですか。大臣、どうですか。

○根本国務大臣 まず、先ほどの前段のお話について申し上げますと、私が追加給付の、ある種、概念的に言うと三つの類型について申し上げましたのは、例えば失業手当、これは平成十六年八月以降に受給された方です。そうすると、その方が、自分はいったい失業給付を受けたのか。これは、十六年八月以降に失業給付を受けた方と申し上げておりますので、失業給付をかつて受けられた方がいつからいつまで少なくとも失業給付を受けていたということ、いつの時点で受けたかというのとはそれぞれ個々人で私は違うと思いますので、そこは十六年八月以降に受給された方に追加給付をしますという、今そのお知らせをしているわけです。

その意味で、私が先ほど申し上げたことは、実は細かく言えばそういうことです。そこは個別の皆様の状況に応じて、失業手当であれば十六年八月以降に受給された方が対象になるし、労災

保険については十六年七月以降に受給された方になるし、例えば傷病年金とか、あるいは、船員保険も十六年八月以降に受給された方ですから、実はそういう方々が対象になるということでありま

そして、住所などをこちらが把握しているものについてはお知らせをした上で対応するということになり、住所データがない受給者の方や、あるいは転居などで住所が不明となった受給者の方については、住基ネットやハローワークで所管している求職情報などの活用も含めて、さまざまな手法を検討しながら住所を特定し、追加給付を行っていき

その意味では、やはり今さまざまな形で情報を提供しておりますが、この追加給付を受ける方については、さまざまな手法を検討しながら対象の方の住所を特定し、追加給付を行っていき

これは、やはり消えた給付金にくれぐれもならないように、大臣、徹底してやっていただきたいと思

○西村(智)委員 いや、大臣の説明を途中まで聞いていて、何か、ある期間中に給付を受けた方と年金を受けた方が全員その対象になるかのような説明に聞こえるんですね。なんだけれども、その後に来ると、何かその中で対象になる人たちに

○根本国務大臣 まず、今の段階でどういう方が給付対象になるのか、それを私は申し上げました。そして、それぞれの皆さんが具体的にどの程度の給付額になるのか、これはそれぞれの方の状況

○西村(智)委員 いや、大臣の説明を途中まで聞いていて、何か、ある期間中に給付を受けた方と年金を受けた方が全員その対象になるかのような説明に聞こえるんですね。なんだけれども、その後に来ると、何かその中で対象になる人たちに

○根本国務大臣 まず、今の段階でどういう方が給付対象になるのか、それを私は申し上げました。そして、それぞれの皆さんが具体的にどの程度の給付額になるのか、これはそれぞれの方の状況

○根本国務大臣 私が申し上げているように、雇用保険給付については、雇用保険給付を平成十六年八月以降に受給された方、この受給された方は

○西村(智)委員 率直に言って、これはやはり消えた給付金問題ですよ。徹底的にここは、今、政府の統計あるいは厚生労働省の計算そのものに不信の目が向けられています。ですから、やはりその計算の仕方等々についてもきちんと国会で明らかにしてい

対象になるということであり、船員保険関係についても、十六年八月以降に現に受給された方は

○西村(智)委員 率直に言って、これはやはり消えた給付金問題ですよ。徹底的にここは、今、政府の統計あるいは厚生労働省の計算そのものに不信の目が向けられています。ですから、やはりその計算の仕方等々についてもきちんと国会で明らかにしてい

がいったのかどうか、そして、組織的隠蔽に関し

細かいことを一つ一つ質問すればたくさんあるんで、けれども、最大の問題点だと私が思うのは、

このことについてちょっと何う前に、まず大臣にお伺いするんですけども、この特別監察委員会、

○根本国務大臣 一月十七日に開催された第一回特別監察委員会で、私から、今般の毎月勤労統計調査に係る不適切な取扱いについての事実関係を

○根本国務大臣 一月十七日に開催された第一回特別監察委員会で、私から、今般の毎月勤労統計調査に係る不適切な取扱いについての事実関係を

○根本国務大臣 一月十七日に開催された第一回特別監察委員会で、私から、今般の毎月勤労統計調査に係る不適切な取扱いについての事実関係を

○根本国務大臣 一月十七日に開催された第一回特別監察委員会で、私から、今般の毎月勤労統計調査に係る不適切な取扱いについての事実関係を

○根本国務大臣 一月十七日に開催された第一回特別監察委員会で、私から、今般の毎月勤労統計調査に係る不適切な取扱いについての事実関係を

チームというのがありますから、その監察チームの委員の皆様も入って、十七日以前にも、どうい

やはりあのとき大事だったのは、私も途中段階では、例えば一月十一日に公表したときは、今そ

要は、この監察委員会で、やはり一番大きな動機になったのは、例えば平成十六年からこうい

○西村(智)委員 動機が書かれていないから私たちは問題にしているんですね、この報告につい

それで、さつき大臣がいろいろおっしゃいましたけれども、つまり、監察チームで既にいろいろ調査、聞き取り、基礎的なデータをそろえてい

○西村(智)委員 動機が書かれていないから私たちは問題にしているんですね、この報告につい

○西村(智)委員 動機が書かれていないから私たちは問題にしているんですね、この報告につい

○西村(智)委員 動機が書かれていないから私たちは問題にしているんですね、この報告につい

三者性が担保されているということであつて、既に監察チームがこれだけの材料がありますといつて出したその上を、監察委員会が何か敷かれたレールの上を走っているということとは、これはアリバイづくりのための監察委員会だったんじゃないですか。

○根本国務大臣 特別監察委員会、これは調査の中立性、客観性を高めるとともに、統計に関する専門性も重視した体制とするために、私の指示によつて、実は、監察チームは厚生労働省職員と外部有識者により構成されておりましたので、その監察チームを引き継ぐ形でやつた。そして、具体的にどういうヒアリングをするか、どういうことを対象にしているか、その企画そして実施は監察委員会にやつていただいたということでありま

す。

○西村(智)委員 監察チームというのは、事務局は厚生労働省が務めているんですよ。主査は官房長です。ですから、事務方が事務方内部のヒアリングをやつていたということなんですよ。その上で特別監察委員会が設置されましたというふうに言つたつて、結局、その独立した委員会というの

はうそで、監察チームがやつてきた作業の上に乗つただけの話でしかない、こういうふうにはやはり見ざるを得ないんですよ。

どうしてそういうことを指摘しなければいけないかという、この監察報告の中にやはり肝心なことが書かれていないからなんです。先ほど問題意識を一つだけ申し上げましたけれども、何で復元が始まった去年の一月の時点で公表しなかったのかということについてです。

これは報告書の二十四ページに記載がありまして、資料でお配りしておりますけれども、ここにどういふふうに書かれているか。真ん中の段落です。

政策統括官(当時) Hは、担当室長だったFから、全数調査を行つていないという説明を受けた、その際、H政策統括官が、しかるべき手続を踏んで修正すべきという旨を指示したと述べてい

るが、統計技術的な問題となる復元は当然行われていると思ひ込んでいたというふうに述べているということなんです。

私、このしかるべき手続というのは何だったのか、何を指してこのHがしかるべき手続というふうに言つていたのか、そこを確認しなければ、公表するといふ意図がこの時点で厚生労働省の中にあつたのかどうか、そこを明確に知る手がかりになつていないというふうに思ふんですよ。

大臣、ここは確認されていませんけれども、これについて私は確認をとるべきだといふふうに思います。大臣はいかがお考えですか。

○根本国務大臣 今委員が報告書を引用されたように、御指摘のHの指示については、報告書では、当時の担当室長Fから東京都の規模五百人以上の事業所について全数調査を行つていない旨の説明を受けて、公表資料とそこがあるのであれば、しかるべき手続を踏んで修正すべき旨を指示したと述べております。そして、報告書にも書いてあるとおり、統計技術的な問題となる復元は当然行われていると思ひ込んでいたと述べており、その後の処理はFに委ね、放置したと記載されています。

このような経緯からいいますと、その指示は公表資料の記載内容を修正すべきとの趣旨と考えられますが、しかし、いづれにしても、部下であるFへの適切な業務指示及びその後のフォローアップなどを何ら行うことなく放置し、引継ぎもしなかつたことから、これは適切な対応を行う機会を逃したと認められると思います。

○西村(智)委員 ですから、私は、ここでHが、政策統括官が何と言つていたのか。それで、このしかるべき手続といふのは一体何ですかね。ここを疑問に思ひませんか、大臣。そこを確認すべきだといふふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 事実関係を言いますと、三十年一月時点の、これは規模五百人、東京都の五百人以上事業所の調査を抽出調査で現に行つていたわけですが、平成三十年一月以降の調査では実は規

模五百人以上事業所の調査は全数である旨、総務省に提出した調査計画には全数調査である旨が書いてあるんですね。

ですから、しかるべき手続を踏んで修正すべきといふのは、公表資料の記載内容を修正すべきとの趣旨と私は考えられる、これを見ればですよ。それはそこがあるわけだから。私は、このような経緯からいへば、公表資料の記載内容を修正すべきとの趣旨だと考えられると思います。

○西村(智)委員 ちよつと、何ですか、それ。統計委員会への提出資料だけ変えればいいということですか、今の。

もう一回これは確認をとつてもらわないと困りますよ、大臣。大臣だつて、今、何とかだと思ひますよと、口から出任せのような答弁をしないでくださいよ。はつきりと調べて、もう一回確認して答弁してください。(発言する者あり)

○富岡委員長 席に着いてください。

○根本国務大臣 報告書にも書いてありますが、統計技術的な問題となる復元は当然行われていると思ひ込んでいたと述べているんですよ。技術的な問題となる復元は当然行われていると思つていたと述べているんですね。と思ひ込んでいたということですから、そうなる、だから、全数調査といふことで承認はとつていますから、それは全数調査と言つているので、そこはそこがあるだろうといふことで、修正すべき旨の指示をしたことだと思はれるということですよ。

○西村(智)委員 要は、法律違反をしていることをもう一回上塗りして、それを何か更に二重の意味で法違反をしつたという指示をしたということですか。

大臣、その、思つていふようないいかげんな答弁はやめてくださいよ。この監察委員会は大臣のもとに設置された委員会ですよ。きょうだつて、委員長は、他党の方が参考人招致で要求されましたけれども、来られないんですよ。大臣が答えるしかないじゃないですか。

はつきり答えてください。でなかったら、もう

一回やり直してください。委員会の質疑はできないですよ、これ以上。

○根本国務大臣 まず、総務省に承認をとつてい調査計画、これは規模五百人以上事業所の調査が全数調査であると書いてある、そしてそれが承認されている。ところが、実際に抽出調査だといふ報告を受けた。そうすると、計画に全数調査と書いてあるんだから、そこはしかるべき手続を踏んでから、きちんと修正して公表しろといふことを指示した。

そして、実は本人は、この報告書によれば、統計技術的な問題となる復元は当然行われていると思つていふわけですから、そこは抽出調査で復元をしているといふことをここは公表しろと、そこはそこがあるので訂正して公表しろということだと、ここから思ひます。

○西村(智)委員 公表しろといふ言葉がちよつと曖昧に使われていますね、今。統計委員会に対して説明をしつたというのか、それとも世間に対して公表しろと言つていふのか、そこは非常に曖昧な今の大臣の答弁だつたと思ひます。

これは国民に迷惑がかつていふんですよ。国民に対して説明しなかつたらどうにもならないじゃないですか。もう一回これはやり直してくださいよ。強く強く求めます。その点についてだけ答えてください。

○根本国務大臣 今、私が公表といふ言葉を使つたことについて言及がありましたので、改めて確認させていただきたいと思ひます。(西村(智)委員「いふか、そこに、手元に資料があるんだつたら、それも報告書に入れて出してくださいよ、陳述」と呼ぶ) いやいや、違う違う。

○富岡委員長 まず、大臣が今答えているので。

○根本国務大臣 よろしいですか。

五百人以上、全数となつていふ計画、これを全数じゃなくて抽出調査としていふんだつたら、抽出調査と修正して統計委員会に報告して、そしてその旨を一般の皆様に公表するといふことで私は申し上げました。ですから……(発言する者あ

り

だから、全数調査というふうに計画では書いてある、しかしそれは抽出調査としてしているという報告を受けた、そして、報告を受けた本人は復元をしていると思ひ込んでいたということですから、その計画には全数調査と書いてあるんだから、これは抽出調査として修正して統計委員会にも届けて、そしてその旨を公表するということというふうに私は理解します。

○西村(智)委員 ちよつと委員長、今のはだめ。理解じゃなくて、何と書いてあるか、何と陳述したかというのを要求します。委員長、これはちよつと……(発言する者あり)

○富岡委員長 静肅に。

西村智奈美君、しつかり質問してください。どうぞ。

○西村(智)委員 いや、もう質問時間がない。今のはだめですよ。思っているとか考えているとかじゃないんですよ、私が聞きたいのは。正確に、どういうふうに何を言ったかというのをぜひ要求します。これは、委員長、理事会で協議してください。

○富岡委員長 はい、理事会で今の件についてはお諮りいたします。

○西村(智)委員 もう時間がなくなってきました。

私は、この二〇一八年の一月、データの公表をしなかったということについて、今の大臣の答弁を聞いていても、何か理由を言いたくないんですね。避けているんですよ、公表ということについて。

この二〇一八年の一月といえば、裁量労働制のデータがまさに問題となっていたところであり、それから、財務省、財政諮問会議、あるいは内閣府等々から、数字を出せ、とにかく賃金が上がったというデータがないかというふうに恐らくは言われていたはずなんです。それは、財政諮問会議で、麻生大臣の発言でもそういったことが見受けられます。統計上正確な文言ではない、非連続な

動きがあるから統計のやり方を見直せという発言もありました。

総雇用所得という統計法上認定されていない言葉も新たに付け加わって、だからアベノミクスは成功しているというふうにずっと言われ続けてきたんですよ。それを公表するというのを避けたかった、そして、実質賃金、賃金を偽装し続けたというものが政府の意図しているところだったんじゃないか、私はそういうふうに見えています。

ですから、これは、消えた給付金というの非常な大きな問題ですけども、国民に公表してきた賃金、そして、アベノミクスで成果が上がってきたとされていること、そのことについてもうそをついていたという賃金偽装の問題なんです。このことについて明確に明らかにしない限り、先には進めません。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○富岡委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの大串です。

早速質疑に入らせていただきたいと思っています。今回の毎月勤労統計の調査手法の問題、与党の皆様からは不適切な調査、こういうふうになんて言われても、私は不適切どころじゃないと思うんです。はつきり言って、今回の問題をさしんとわかりやすく言うのであれば、先ほど西村理事が言われたように、賃金偽装なんだと。それ以外の方にはない事実だと私は思いますよ。

しかも、基幹統計という国に五十数個しかないほかの統計にも、きょう議論しますけれども、大きな影響を与える、そして我が国の統計の国際的信用の根幹にも、その信用性を揺るがせるような問題、これを起こしているときに、不適切な手法などという言葉を尽くせるようなものではない、まさに私は賃金偽装というふうになんて言わざるを得ないと思います。

こんなことがなぜ行われたか。先ほど言われたように、一部には、アベノミクス、安倍総理とアベノミクスに関して議論すると、すぐ賃金、さつ

きの総雇用者所得なんという言葉も出して言うんですね、これを水増ししたかったんじゃないか。だから、アベノミクスの数字をよりよく粉飾するために勤労統計を、賃金の統計を偽装したんじゃないか、これが今回の本質だと思ふんですよ。

だから、こんなことが続いてはいけません。続いてはいけなから、今回うみを出し切って、徹底的に出し切って、責任もはつきりさせて、そして前に進まなきゃならない、これが今回の本質だと思ふんです。

そういう意味から言うと、私、きょうちよつと質疑しますけれども、今私たちが立っている地点はほんの半歩、半歩も行っていないぐらいのところを踏み出したぐらいにすぎないと思いますよ。そこで、大臣にお伺いさせていただきたいと思っています。

中間報告、これが私は一番鍵だと思っている。なぜかと言うと、今回こういう問題が起こったときに、みんな思った。なぜこんなことが行われたのか、誰が、どういう背景で、組織的に隠蔽していたんじゃないかとみんな思った。注目していたんですよ、中間報告。しかし、きょうは与党の皆様も言われたように、これじゃな、これじゃはつきりしないな、十分じゃないな、こういうものですよ。

大臣にお尋ねしますけれども、中間報告に対して最終的な責任を負っている人は誰ですか。

○根本国務大臣 特別監察委員会は第三者委員会、そして、委員長、委員長代理、全体の有識者メンバーで構成されますから、この委員会報告をまとめた内容については、委員長がおられますけれども、これは委員会、中身については委員会です。

○大串(博)委員 報告書に最終的な責任を持つ人は誰ですか。

○根本国務大臣 私は、委員会から報告を受けました。そして、委員会の全体を総括する方は委員長であります。

○大串(博)委員 報告書を読みましたか、大

臣。

○根本国務大臣 読んでおります。

○大串(博)委員 冒頭、四ページの第一パラグラフ一番下、「厚生労働省監察本部長たる厚生労働大臣の下に設置された委員会である。大臣は責任者じゃないですか。」

あなた、今、読んだと言いましたよね。読んでいないじゃないですか。

自分のもとに置かれた委員会である、そこが出した報告書である、それに対して、自分が責任者であると言わない。大臣って一体どういう立場なんですか。何でさつきみたいな答弁をしたんですか。何でさつきみたいな、委員長です、責任者はみたいな答弁をしたんですか。責任を逃れようというんですか、大臣。どうですか。

○根本国務大臣 この毎月勤労統計調査等に関する特別委員会、これを置いたのは、私の指示で置きました。その意味では、置いたのは私です。

そして、中身、監察委員会がやっていたいた中身、これは、第三者委員会に中立的、客観的にやっていただいたわけですから、その報告書の中身については監察委員会、そういう性格のものであります。

○大串(博)委員 いや、これは大切なところだからはつきりさせてもらいますよ。

報告書を委員長が出した、委員長として書いた、よって私は最終的な責任を負いませんということですか、大臣。この報告書の内容に大臣として最終的な責任を負わないということでしょうか。

○根本国務大臣 私がなぜ第三者委員会を置いたか。それは、厚生省内部でやっていたらなかなか、それでいいのかという話になりますよね。監察チームというのは確かに現にあった、もともとあった、常設機関として。そして、厚労省の皆さんと監察チームを組んで、有識者がいて監察をしているという仕組みはあった。しかし、こういう事実ですから、これはより中立性、客観性を高める必要があるのではないかと。だから、これは私

は第三者委員会にすべきだと思つて、第三者委員会というのを設けました。だから、第三者委員会を私の指示で設けたということは、当然私の指示。

そして、第三者委員会の報告の内容について。いろいろな分析をしていただきましたよ、精力的に。その内容は、第三者委員会で客観的、中立的にやっていたかどうかということをやっていたにいてるわけですから、その中身についてどう責任をとるかということであれば、それは第三者委員会が中立的、客観的にやっていたいたので、そこは第三者委員会ですと申し上げました。

○大串(博)委員 私は、内容に関して委員長がしっかりと責任を持って取りまとめられるのはわかりますよ。だって、委員長なんだから。

そこで、この委員長からの報告を受けて、わかりましたと大臣が言うのかどうか知りませんが、でも、これを受けて、わかりました、これで世の中に公表していきましよう、これをもって必要な処分はしていきましようということで、この報告書の内容に最終的な責任を負うのは誰ですかと聞いているんです。

大臣が最終的な責任を負わないんだつたら、この報告書に対して誰が最終的な責任を負っているんですか。厚労大臣じゃないんですか。厚労大臣がこの報告書に対して最終的な責任を負わないのであれば、大臣が責任を負う報告書をもう一回つくってくださいよ。いかがですか。

○根本国務大臣 繰り返しになりますが、私は、第三者性が大事だから、だから第三者委員会をつくろうと。そして、統計の専門家である樋口先生にも入ってもらった。そして、中には、弁護士で、名古屋高等裁判所元長官の荒井先生もおられる。統計の専門家、そして法律の専門家を中心に、我々と離れた立場で徹底的に議論して、精査してもらつて、そして私が報告を受ける。

ですから、報告書の内容については、そこは、委ねているわけですから、報告書についての責任と言われれば、監察委員会。そして、私は、その

報告を受けて、どういう事実だったのか、どういう原因でこういうことが起こったのか、そして、職員がどういう目的、動機、認識でやったのか、そこは、第三者委員会、この監察委員会で具体的なヒアリングもしていただいて、そして資料も含めて点検、分析していただいて、そしてまとめました。その報告を受けて、私は、その内容を踏まえて、責任、要は処分については厳正な処分をした、こういうことであります。

私も質問の内容を……(大串(博)委員「手を挙げています」と呼ぶ)

○根本国務大臣 私は、第三者委員会に、原因、事実、そして、どうしてこういうことが起こったか、これは専門家に徹底的にやってくれということ、私が指示して監察委員会を置いた。そして、中身は、有識者、統計の専門家あるいは法律家が徹底的にやっていた。そして、報告書をいただいた。ですから、あの報告書については、私は、監察委員会の皆様がしっかりと内容を精査し、分析し、議論をし、そしてその結果を報告していただいたということと理解をしております。

厚生労働大臣が厚生労働省の予算を用いて内部の人にチェックしてもらうと手心を加えるかもしれないから、その発想はよくわかる。だから第三者の人にチェックしてもらつた、その人に内容をまとめてもらつた、それはわかるんです。

そして、先ほど、責任、責任というのは、委員会の報告書をまとめた報告の責任は誰かと言うから、私は、それは監察委員会で報告をまとめている方、それは責任を持ってやつてもらわなければいけないんですから、ですから、報告書の中身にいては第三者委員会の皆様です。そして、中身についていろいろ、どうしてこういうことが起こったのか、いろいろな説明がなされていますよ、客観的に。ですから、その内容についてどう対応するか、それはまさしく我々の厚生労働行政として対応するものであります。

しかし、最終的な責任を負うのは、私は大臣だと思ふんです。そうしないと、誰も厚生労働省でこの報告に対して、第三者がやろうが内部の人間がやろうが、責任を負う人がなくなつちやうじゃないですか。そのときに、そういう答えがあるなら、やはり大臣が最終的な責任を負う調査をもう一回やり直してくださいというふうに言わざるを得ないですよ。

ですから、処分が必要な事案が出ているから、そこは、その段階で原因、事実、そしてさまざまな動機、目的、それも把握されたので、それに基づいて厚生省の責任として厳正な処分をした。もちろん、この処分だけでいいとは思つてはおりません。まだ再発防止という大きなテーマもありますから、それは、これからの統計がどうあるべきか、どういう体制で臨むべきか、意識改革も含めて、そういう再発防止策については、この監察委員会ですこしは引き続き議論をしてもらう、こういうことであります。

この問題をここに置きながら、思ったのは、何か私、十二月二十日から、大臣が最初の報告を受けたときから、大臣は人ごとみたいだな。厚生労働大臣として、何となく人ごとみたいに、自分でしっかりとグリップをしてやろうとされてないんじゃないかという気がしてならないんですよ。きょうはその辺をチェックさせていただきたいと思つて、こういう質問をさせていただいたわけなんです。いきなり冒頭から私が最終責任者じゃないと言われてしまうと、私は非常に困りますね。

○大串(博)委員 最終的な責任を負うとは最後までおっしゃらないとは、私は驚きましたね。この無責任体制が厚生省の今回の問題の根源にあるんじゃないか、私はそういう気がしてなりません。

この点をここに置きながら、大臣、一つお尋ねしますけれども、この内容は読まれたと言いました。この内容に、これでよし、これで報告してよし、私は納得しているというふうに言われたからこれは世に出てくるわけですね。

○富岡委員長 ちよつともう一度。今、ちよつと

ね。

一つお尋ねしますけれども、どういう方法でこれを調査したかということをよくチェックしていくべきだと思うんです。

この調査の中には……(発言する者あり) 橋本さん、ちよつとやかましいので、少しやじをやめていただけますか。

○富岡委員長 質問を続けてください。

○大串(博)委員 委員長も、やじがあつたら注意してくださいね、橋本さんみたいに。

○富岡委員長 はい。

○大串(博)委員 この中に、監察チームがまずヒアリングをして、かつ特別監察委員会でもヒアリングしたとありますけれども、この中で、監察チームでは、局長・課長級延べ十四名、課長補佐以下延べ十五名、そして特別監察委員会においては、局長・課長級延べ二十七名、課長補佐以下延べ十三名に対してヒアリングを行つて、合計で延べ六十九名の職員、元職員に対してヒアリングを実施した、こうありますね。

これは、延べと書かれているので、実員、実際には何人にヒアリングしたんですか。これはきのうからずっと聞いているんです。きのうから聞いている、こんな基礎的なこと。ちよつとちよつと、きのうから聞いているんだ、きのうから。

(発言する者あり)

時間がもつたないから。委員長、時間がもつたないんだ、時間が。時間がもつたない。とめてくださいよ。時間がもつたない、時間が。(発言する者あり)

○富岡委員長 静かに。すぐ出ないなら、ちよつと待つてください。ちよつととめておいてください。

(速記中止)

○富岡委員長 起きていますね。起こしている。

○根本国務大臣 今お話がありましたように、ヒアリング対象者、今、延べ六十九名。

そして、延べではなくて実数でいえば、局長級十一名、課長級九名、補佐以下級十九名、実数で

いうと三十九名であります。そして延べだと六十九名、こういうことであります。

○大串(博)委員 これは私はきのうから通告しているんですよ。あんな時間がかかるようだったら、委員長、即座に時計をとめてください、もったいないので。きのうからやっていますから、私。

六十九名というふうに書かれていますけれども、実際は三十九人にしかヒアリングしていないんですよ。この三十九人のうち、監察チームでヒアリングしたのは何人ですか。そして、特別監察委員会ではヒアリングしたのは何人ですか。これもしのうから聞いていますからね。

○根本国務大臣 監察チームとして、局長・課長級延べ十四名、課長補佐級以下延べ十五名、監察委員会として、局長・課長級延べ二十七名、課長補佐級以下延べ十三名の計六十九名で、この六十九名の実数といえば、今私が申し上げた、局長級十一名、課長級九名、補佐級以下十九名の合計三十九名ということになります。

○大串(博)委員 大臣、大丈夫ですか。私の質問をちゃんと理解できますか。

私が言ったのは、実員三十九名のうち、監察チームで一月十五日までにヒアリングしたのは何名で、特別監察委員会では一月十六日以降にヒアリングしたのは何名ですかというのを聞いたんです。委員長、ちゃんと答えさせてくださいね。大臣、お願いします。(発言する者あり)

ちよつととめてくださいよ、きのうからやっているんだから。とめてください、委員長。もったいな過ぎる。

○富岡委員長 ちよつととめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 速記を起してください。

根本厚生労働大臣。監察委員会としては、実数は十一名であります。(大串(博)委員「答弁が漏れている。監察チームの方を言っていない。大丈夫ですか、大臣。とめてくださいよ」と呼ぶ)

○富岡委員長 ちよつととめて。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 速記を起してください。
根本厚生労働大臣。(大串(博)委員「委員長、まず整理させて」と呼ぶ)

では、もうちよつととめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 起してください。

○根本国務大臣 監察委員会としてヒアリングをした実人員、これは、局長級九名、課長級二名であります。監察委員会です。(大串(博)委員「監察チーム」と呼ぶ)

○富岡委員長 とめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 起してください。

どうぞ、大臣。

○根本国務大臣 要は、監察チームは有識者も、厚労省の幹部、官房長を中心に構成していますけれども、その中で、有識者、チームのときには、チームの有識者が直接、該当したと思われる人間にヒアリングをするということではなくて、担当部局から中身を、内容を聴取している、こういうことでもあります。

○大串(博)委員 人数を答えていない。人数を答えていないです。

○富岡委員長 もう一度質問してください。

○大串(博)委員 いやいや、人数を答えていない。人数を答えていないです。人数を答えていない。人数を答えていないじゃないですか。(発言する者あり)

○富岡委員長 では、ちよつと待ってください。とめてください、速記を。

〔速記中止〕

○富岡委員長 起してください。

○根本国務大臣 これは事実関係に関するものですから、後ほどそこを確認して報告したいと思えます。(大串(博)委員「いや、だめですよ。だめだ。これが基本なんだもの。これが基本なんだよ。後ほどなんて答弁、あり得ないでしょう。とめて、とめて」と呼ぶ)

○富岡委員長 ちよつととめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 速記を起してください。
それは、ただいまの大串博志君の質問に、定塚厚生労働省大臣官房長。

○定塚政府参考人 私から、先ほど大臣がお答えさせていただいた数を改めて訂正するというのを含めて、実人員を述べさせていただきます。まず、監察チームでございます。局長級三名、課長級八名、補佐以下が十三名の計二十四名でございます。また、監察委員会、本委員会でございますが、局長級が十一名、課長級が九名、補佐以下が十一名の計三十一名となっております。

なお、チームと委員会双方でヒアリングを行っているという方も十八名ございますので、合計での実人員、ヒアリングをした数というのは三十七名ということでございます。

○大串(博)委員 もう一回確認しますと、特別監察委員会ではヒアリングをした実人員が三十一名ですね。それで、監察チームでヒアリングをした実人員が二十四名ですね。ダブっているところもあるんで、実人員でいうと三十七名、そういうことですね。

この報告書によると、延べ六十九名というふうな書かれているので、ああ、六十九名もヒアリングしたのかと私は思ったんですけども、実際は三十七名。半分ぐらいのヒアリング対象、実人員であつたということですね。

こういうのは、私は、報告書の信憑性に大きく影響を与えると思うんですよ。それで、私は正確に書くべきじゃないかなと思つたので、きのうから事務方の皆さんに実人員を出してくださいというのをずっと言い続けてきたんですが、我が事務所に對してあつた、きのうの晩の段階での返答は、決裁がとれていませんので出せません、こう来たんですよ。けさ、やつとできましたといつて

資料が来たんです。どういう資料かなと思つて見たら、私は驚きました。何と、この本文に書かれている延べ人数をそのまま書いて出してきたんですね。こんななめた対応つてありますかね。このことは苦情として言っておきますけれども、加えてお尋ねしますけれども、大臣はさっき、監察チームのことを私が問うたら、有識者じゃなくて、担当部局がヒアリングをしたというところもありますと監察チームに関して言われました。監察チームがヒアリングを行った二十四人のうち、第三者、外部の方がヒアリングをしなかった方というのがいるということですか、大臣。

大臣に聞いているんですよ、さっきの大臣の言葉なので。大臣の言葉なので大臣に聞いているんですよ、大臣の言葉なので。

○定塚政府参考人 監察チームの主査、不肖私官房長が務めさせていただいております。
先ほどお答えをしました二十四名につきましては、私以下、監察チームの構成員である職員からヒアリングを行っているものでございます。

○大串(博)委員 ごめんなさいね。私、ちよつと今のみ込めなかつたんですけども、つまり、監察チームでヒアリングをした人に関しては、外部の人じゃなくて、内部の人がヒアリングをしていたということですか。

○定塚政府参考人 監察チームにつきましては職員及び有識者で構成されるものでございますけれども、今回のヒアリングにおきましては、今申し上げた人数、二十四名につきまして、私官房長以下、職員であるチームメンバーが行っているというものでございます。

○大串(博)委員 驚きましたね。だって、さっき大臣に私、最終責任を負うのは誰ですかと、この中間報告書、何度も聞いたら、大臣は、最終報告書は私ですとなかなか認めない。認めない理由は何かという、樋口委員長、監察委員会の委員長に第三者として負ってもらっている、内部の人に調査してもらつてよくないから、外部の人に、第三者にお願いしているんだと。よつて、私がと

いう言葉を使わずに、大臣は、委員長に内容は責任を持ってもらっているんですよ、第三者というところには力点を置いて言われたんですよ。ところが、何と、聞いてみたら、監察チーム、二十四名、半分近いじゃないですか、これに関しては内部の人間がヒアリングをしていたということですね。

大臣は、半分近い実員に対して内部の人間がヒアリングを行っていたことを知っていましたか。

○根本国務大臣 私先ほど申し上げましたが、監察チームというのがもとと監察の観点からありますから、そして、その監察チームの構成メンバーは、官房長を中心に、そして既に弁護士等の専門家もその監察チームに入って、有識者も入っている、それが監察チームという性格であります。

そして、この報告書にも書いてありますが、私も先ほど申し上げましたけれども、監察チームで行ってきた調査を引き継いで、統計の専門家を委員長とした第三者委員会として設置された。そして、この監察委員会においてヒアリングをした実際の実人数は、先ほど官房長が答えたとおり、監察委員会として実人員三十一名に対してヒアリングをしている、こういうことであります。(発言する者あり)

○富岡委員長 大串君、もう一度質問をしてください。

席に着いてください、進行をしますので。知っていたか知っていなかったということについてお答えいただければ。

○根本国務大臣 要は、監察チームとしてヒアリングをやっているということは私は聞いております。そういう報告は受けております。

○大串(博)委員 そんなことは聞いていません。当たり前でしょう、監察本部の部長は大臣なんだから、そのチームが動いているのは御存じのはずですよ。

この実員、監察チームがヒアリングを行った二十四名に関して、外部の人はヒアリングをしない

で内部の人だけでヒアリングをしていたということを知っていたのかということを知っているんですよ。大臣のことですよ。自分のことですよ。何で答えられないんですか。自分のことですよ。後ろに聞くことじゃないよ、そんなの。

○富岡委員長 答えられませんか。速記を一応とめてください。

〔速記中止〕

○富岡委員長 速記を起こしてください。どうぞ。

○根本国務大臣 私が聞いていたのは、監察チームという組織があつて、そこでヒアリングをしているということは聞いております。そして、監察チームには有識者も入っている。監察チームは有識者一体ですから、職員がやっていたヒアリングの中身も監察チームとして、有識者もそこは共有していたということだと思います。

○大串(博)委員 委員長、私、これで三度目ですからね。これで答えなかつたら、こんな質問、続行できないですよ。肝のポイントじゃないですか。

外部だ、外部だと大臣が言うから、この報告書の正当性はあるんだと皆さん思っていますよ。ところが、その半分については内部がヒアリングしていた。それを大臣が知っていたかですよ。自身のこととは答えられるでしょう。

○根本国務大臣 まず、きちんと申し上げたいと思います。

監察委員会というのは、第三者委員会を設置させた。そして、監察委員会は、有識者から構成される、有識者でヒアリングを行っている。その前身、並行してともあった監察チーム、監察チームでやったことは監察委員会が引き継いでいますから、その監察チームで行ったヒアリングは、先ほど申し上げたとおりであります。

監察委員会が第三者委員会として設置された、そして、その監察委員会は個別のヒアリングをやっております。

○富岡委員長 大臣、質問の内容はおわかりだと

思いますので、そのとき知っていた、今知ったかもしれないが、そのときどうだったかというのを答えたいだけだと思います。

○根本国務大臣 監察チームがやっていた、そのときに監察チームがやっていたと聞いて報告を受けていますが、その中で、更に詳しく、有識者もヒアリングをしていたという報告は受けておりません。

○大串(博)委員 驚きましたね。大臣は、有識者がヒアリングをしているという報告は受けてない。つまり、事務方が大臣に意識誤認させていたんじゃないですか。つまり、外部です、監察チーム、外部の人が入っています、外部の人がヒアリングしていますということをお大臣にさへ誤認させていたんじゃないですか。

これは、構造は同じだと思うんですよ。これまでの統計の偽装、賃金の偽装も、下の人が大臣に報告しなかった。今回のこの報告書に關しても、外部の人がヒアリングをしていない、内部の人間がヒアリングをしているということを大臣に上げずに、事務方だけでやっていた。これは、この報告書自体が偽装されているじゃないですか。

大臣、いやいや、答える前にちよつと聞いてください。

この報告書に何と書いてあるか。大臣は読んだと言いましたよね。読んで、そうだろうなと思つたと思うんですよ。四ページ目の上から三パラグラフ目に、なお、ヒアリングの企画、実施は、外部有識者の参画のもとに行われたとはつきり書かれていんですよ。私はこれを見て、ああ、そうか、外部有識者の皆さんがヒアリングしたんだなと思ひましたよ。しかも、大臣があれだけ答弁で第三者、第三者と言うから、そうだなと思ひましたよ。

でも、実態は、有識者の人じゃなくて、内部の人がヒアリングをしていた。こんなお手盛りの調査、あります。虚偽報告書じゃないですか。

○根本国務大臣 まず、この四ページ目の三つ目

のパラグラフ、どう書いてあるかというと、監察チームとしてヒアリングを実施してきた結果を踏まえ、本委員会においてもさらに、こう書いてあつて、そして、なお、本委員会のヒアリングの企画及び実施は、外部有識者の参画のもとで行われ、こう書いてありますよね。

それで、監察チームというのは、構成メンバーは官房長を中心に有識者が五人も入っているわけですよ。そして、監察チームとして実際のヒアリングは職員がやっているとというのは、まあやっています。ただ、監察チームは一体ですから、職員がヒアリングをやつて監察チームにかけているわけですから、だから、監察チームの有識者も踏まえて、職員からのヒアリングの結果も、このチームの当時ですよ、チームとしてはそこは一体としてやっています。そして、監察委員会が独立して設置された以降は、監察チームは全員が有識者ですから、だから、委員会のメンバーがこれは個別にヒアリングをしている、こういう整理です。

○大串(博)委員 事実関係を確認しますけれども、特別監察委員会がヒアリングを行った実員三十一名に關しては、これは全て外部の方がヒアリングをしているという理解でいいですかね。

○定塚政府参考人 先ほど、委員会について、三十一名の方、ヒアリングをしているという方については、これは、委員会の有識者の方に監察チームのヒアリングをしている対象者なども御説明をした上で、この方について監察委員会としてヒアリングを行う必要があるということをお企画していただいております。

基本的には委員会の有識者メンバーの方にヒアリングをしていただいておりますが、何回もお聞きをしたり、あるいは、一旦聞いた後で追加で電話を、確認をしたりということもござります。そういうことも含めての中では、職員が電話をして追加で聞いて、それを委員会で御報告をしたりということもござりますので、監察委員会の委員の先生の御指導のもとで一体となってヒアリングを行っている、こういうこととござります。

○大串(博)委員 御指導のもとで一体となつてという、非常に微妙な言葉が出てきましたですね。もう一回聞きます。特別監察委員会がヒアリングを行った三十一人の中で、ちゃんと外部の有識者がきちんと最終、最後まで責任を持ってヒアリングを行い切ったのは何人なんですか、そうしたら。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、三十一名、内訳としては、局長級十一名、課長級九名、補佐以下十一名ということをお願いしました。

監察委員会の先生方と御相談をしまして、局長、課長については、大変責任が重いということで、これは必ず委員の方にヒアリングをしていただくということにしたわけでございます。したがって、局長、課長、合計二十名の方には委員の方に必ず加わっていただいております。

補佐以下について、委員の方が加わったかどうか。済みません、今私の手元にございませんが、この中には、一部、事務方でヒアリングをし、御報告をしたというものもございいます。

ただ、いずれにしても、これは委員会の先生方から厳しくチェックをいただいております。こういった点を追加で聞きなさいという御指示も具体的に受けて私も聞いておりますので、これは委員会として、委員長、副委員長の御指導のもとでヒアリングを行ったというものでございまして、御理解いただければと思います。

○大串(博)委員 ちょっと、あいた口が塞がらない思いなんです。先ほど大臣は、自分のつい先ほどの答弁の中で、特別監察委員会に関しては外部委員会の皆さんがきちんと入ってらっしゃってヒアリングをやりましたとこの場で答弁されましたよ。ところが、今、事務方、局長が言うには、実員三十一名の中で、二十名は局長・課長級だから必ず委員の方に入ってもらったけれども、課長補佐級以下十一名に関しては事務方で行っている。

これは、大臣が言ったことすら全くその答弁になっちゃっているじゃないですか。しかも、大

臣が最初に、繰り返し言いますけれども、最初に答弁された、第三者の人に入ってもらっているから樋口委員長に内容の責任は負ってもらっているんですと言ったこと自体の土台がもう壊れちゃっているじゃないですか。

これは、厚生労働省の内部で行った調査にすぎないじゃないですか。大臣、どうですか。

○根本国務大臣 第三者委員会というのは、特別な委員会、有識者が構成される。今官房長も答弁しましたけれども、実際に局長級、課長級は、今の答弁のとおり、第三者委員会が直接ヒアリングをした。

それからもう一つ、要は、この全体のヒアリングの企画、実施、これは外部有識者が参加してやっていますが、今の官房長の答弁では、補佐以下については厚生省が、これは第三者委員会の指揮命令のもとにその補佐級以下はお手伝いをして、それを第三者委員会の有識者と議論して、そして第三者委員会が最終的な判断をしたということでありまして、これは第三者委員会の職責の範囲としてやっておられるということだと思えます。

○大串(博)委員 大臣は、直接有識者の方々がヒアリングをしているのではなくて、今見ると、さっき言ったように、監察チームがヒアリングをした実員二十四名は内部の人がヒアリングをして、その後の特別監察委員会がヒアリングをした三十一名のうち二十名は、つまり三分の二ですよ、三分の二だけで、外部委員会がやったけれども、十一名に関しては内部の人間がヒアリングをした。これはほとんど内部の人間がヒアリングしているじゃないですか。

この調査方法で出た報告書で、大臣はよしと今でもされるんですか。

○根本国務大臣 まず、監察チームは、官房長を中心に厚生省の職員とそして有識者が構成されるのが監察チーム。監察チームのときには、今官房長が申し上げましたけれども、職員がヒアリングをして、それを、監察チームとして有識者も入っ

て、そこで整理をして、判断もして、そしてその業務を引き継ぐ、やってきたことは引き継ぐ形で監察委員会という第三者委員会を設立して、そして、第三者委員会としては、まさに委員会の構成メンバーである有識者が局長級、課長級を直接ヒアリングして、補佐以下については厚生省がそこは補佐的にお手伝いをしたということでありまして、要は、監察委員会としては、そこは、その企画、実施は監察委員会ですから、私は、監察委員会がやっていただいた、それは変わりがないと思えます。

○大串(博)委員 いやあ、驚きですよ、大臣。

私、ちょっと求めたいと思います。まず、この調査を行ったということが四ページに大々的に書かれています。外部の皆さんの力をかりてと大々的に書かれています。しかし、ふたをあけてみると、まだはっきりしない部分が残りますけれども、かなりの部分は実は内部の人間がヒアリングを行っていた。何かははっきりしないですね。

例えば、先ほどの特別監察委員会のヒアリングで、委員がやった二十名に関しては、局長・課長級です、後から追加で事務方がヒアリングすることもあるかもしれないことを事務方、局長はおっしゃっていました。そういったこともあったかもしれない。

だから、私、実はきのうから、誰に対して、どの委員が、いつ、何時間、どういうヒアリングを行ったのか、内容まではいいですよ、名前も伏せてもらっていいですよ、FさんとかHさんとか伏せてもらっていいですよ、でも、どの役職の人がどの役職の人、元職の人に対して、いつ、何時間、何時からヒアリングを行ったのか、その事実関係だけでも資料で出してくれよというふうに言っているんですよ。ところが、出てこない、けさまで。何の連絡もないんですよ。なるほど、こういうことだったのかと思えました。でも、これは、この中間報告書が意味を持つための重要なポイントなんです。

だから、ぜひ大臣にお願いがあるんですけども、このヒアリングを誰が、内部か外部か、誰が誰に対して、いつ、何時間ヒアリングを行ったのか、これに関して資料を出していただきたいと思いますが、大臣、どうですか。

○定塚政府参考人 今御質問いただいた点につきまして、内部でよく、どのようなものが準備できるかということを精査させていただきたいと思えます。

○富岡委員長 今の答弁でよろしいですか、大臣。大臣も確認してください。今の答弁でいいなら丁とします。いいですね、今の答弁。できるといふことですね、大臣。できるといふことで、今答弁、答えているけれども。

今、一応、定塚官房長が、できる旨の答弁があったと思いますが、大臣に答弁を、確認を求めますか。(大串(博)委員「もういいですよ。下がってください。下がってらっしゃいます」と呼ぶ)両方をすぐに向けませんから。

○大串(博)委員 いや、何でも。定塚さんは何かまだ修正があるの。一体どういう関係になっているんですか、大臣と事務方は。どうなっているの。

○富岡委員長 確認してください。定塚大臣官房長、もう一度。(発言する者あり)今しているじゃないですか。座ってください。

○定塚政府参考人 私、先ほど答弁しましたのは、申しわけございません、何が出せるか精査をするということをお願いしたので、出せるか出せないかも含めて、ヒアリングを誰が、いつ、どうして、誰に対してというふうなことでございまして、通常、このような、処分につながるヒアリングでございまして、こうしたことについては一切出さないというのが私どものルールでござい

す。したがって、お求めを踏まえて、出せるのか出せないのか、私、今、自身は出せないと思っておりますけれども、そのことも含めて精査をさせていただきますかと思っております。何度も申し上げますが、処分につながるヒアリング

ということでございます。

○大串博委員 大臣がちゃんと事務方をグリッ
プしているのか、全く私は怪しく思いましたよ。
その資料を出してください、ぜひ。その資料が
前提としてないと、こんな、基幹統計がゆがめら
れた、偽装された問題ですよ、アベノミクスで、
あの数字だ、この数字だと総理が言っている中な
ので、国会の数字の根本が揺らいでいるんだか
ら、これから通常国会が始まりますけれども、そ
んな簡単に通常国会に入ることすら私は難しいと
思いますよ。

更に言うと、大臣、ここまで大臣が言ってきた
外部者だということが違うことがもう既に明らか
になっていくんです。この調査報告書は、ゆえ
に、もう調査報告書としての有効性は失っている
と思いますよ。この調査は、私は、絶対にやり直
さないと、日本の統計の根幹の信頼は戻らないと
思います。だから、国会の審議なんか進まないと
思いますよ。

だから、大臣、早急にこの中間報告をもう一回
やり直すと約束していただけないですか。

○根本国務大臣 今官房長が答えたことは、私も
そうであります。

そして、これは、ヒアリングをどういう形で
やったかということを含めて第三者委員会が企画
し、実施していますから、そして、第三者委員会
が全てそこは参画して行っているわけですから、
私は第三者委員会の責任においてこれは取り組ん
でいただいたものと思っておりますから、私は、
第三者委員会の報告は、これはこの報告で受けと
めていきたいと思っております。

○大串博委員 ありがとうございます。

大臣の責任にも私は及ぶと思えますよ。中間報
告の撤回を求めて、質疑を終わります。ありがと
うございます。

○富岡委員長 次に、大西健介君。

○大西健委員 国民民主党の大西健介でございます。
統計は行政運営の羅針盤という言葉もあります

けれども、今回の毎月勤労統計の不正問題という
のは、延べ二千万人の労災保険であったりとかあ
るいは雇用保険に五百億を超える追加給付の問題
を生じた。また、そのことによって、予算を修正
して閣議決定をやり直すという前代未聞の事態を
引き起こしたということで、その責任は非常に重
いというふうに思っております。

今回は、国会における初めての審議であります
から、基本的なところから聞いていきたいと思っ
ているんですけれども、その前に、今の大串委員
の質問に関して、私もびびりました。監察
チームの有識者が直接ヒアリングしたんじゃない
で、監察チームにおいては、そのメンバーである
職員がヒアリングをしていた。また、特別監察委
員会においても、補佐以下の十一名についてはこ
れも職員がやっていたという話であって、まさに
第三者で調査したということがうそだった、こう
いうことじゃないですか。

もう一つ言えば、先ほど来言っているように非
常に短い期間でこの報告書が出てきたわけですけ
れども、職員がヒアリングした監察チームではほ
ぼその報告書がもうでき上がっていて、それに
単にこの有識者の格上げした特別監察チームの何
とかアライバイをつけて出ただけ、こういう
ことなんじゃないですか、実態は。そういうふう
に私は受けとめました。

それから、やはりこういうきょうのような議論
があったわけですから、きょうの理事会でも議論
をしたんですけれども、やはり特別監察委員会の
有識者の方にこの委員会に参考人として来ていた
だいて、今、厚労省や大臣が言っていることが本
当なのかどうなのか我々は怪しいと思っていま
すよ、だから実際に来てもらって、参考人として
ここでしっかり真実を明らかにしたいというふう
に思っていますけれども、委員長、この特別監察委
員会の委員長を始め委員の有識者の方々にこの委
員会に参考人としてお越しをいただきたいという
ふうに思いますけれども、御協議をお願いしたい
と思います。

○富岡委員長 理事会で諮らせていただきます。

○大西(健)委員 時間もありませんので、ちょっ
とまた別の観点で質問をしたいというふうに思っ
て、総務省の担当者が我々のヒアリ
ングの場で次のようなことを言われました。相当
我々としても怒りを感じざるべき事案でございま
す、その場でも我々はなめられたとはっきり思い
ましたので、非常に怒りをあらわにされたんで
す。

そこで、総務省に改めて確認をしたいんですけ
れども、東京都における規模五百人以上の事業所
について総務大臣の承認を受けないうまま抽出調査
を行ったこと、これは統計法第九条及び第十一条
違反であるということが間違いなないか。また、第
六十条第二号では、基幹統計をして真実に反する
ものたらしめる行為を行ったとして罰則を受ける
ということがありますけれども、その罰則を受け
る可能性があるのかどうかについて、総務省から
御答弁いただきたいと思っております。

○横山政府参考人 お答えします。

基幹統計調査を行う場合には、統計法の規定に
より、あらかじめ承認を受けることとされていま
す。承認された内容と異なる方法で調査を実施し
た点につきましては、統計法の規定に則していな
かったと考えられます。

なお、罰則につきましては、個別の事案につい
てお答えすることは差し控えたいと考えておりま
す。

○大西(健)委員 法に則していなかったというこ
とですけれども、これは統計法違反だというふう
に思っています。これは菅官房長官等も記者会見で
認めになっていることだというふうに思っています。
罰則が適用されるかどうかでありますけれども、
まさにこれは、ずっと違った方法でやられて
いることを知っていて、それをそのままに放置し
て、しかもそれを隠蔽しようとしたんじゃないか
ということでは、まさに基幹統計をして真実
に反するものたらしめる行為そのものではないか
と私は思います。

地元でこの件について意見を聞いていると、先
ほども言ったように、延べ二千万人の方々に過少
給付という実害を出している、しかも、その被害
の回復のために新たに二百億円を超える公費の投
入が必要になる、そういう中でまた他の統計にも
影響を与えている、こういうことを考えたとき
に、結局これで誰も罰せられないのか、そんなこ
とがあつていいのかということをお聞きしたい
人から言われるんですけれども、刑事訴訟法では
告発義務というのがあります。官吏は、職務を行
うことにより犯罪があると思料するときは告発
しなきゃいけない。

大臣、そういう事実が認められたら刑事告発し
ないんですか。誰も罰せられないなんておかしい
じゃないですか。どうなんですか、大臣。

○根本国務大臣 統計法違反、これは私は二つあ
ると思いますが、一つは、総務大臣に承認を受け
た調査方法で調査を実施しなかったこと、これ
は、報告書でも指摘されておりますが、統計法九
条及び十一条に違反していると考えられます。こ
れは極めて遺憾です。ただ、同条、九条及び十一
条の違反に罰則はありません。

そして、統計法上の話でいうと、罰則のある統
計法第六十条第二号違反、これが成立するため
には、基幹統計をして事実と反するものたらしめる
行為があり、かつ、それが意図的であることが必
要である。そして、報告書では、明確に真実に反
するものたらしめる行為に該当するとはまでは認め
られず、あるいは、意図的とはまでは考えられな
いものと考えられるとされております。

○大西(健)委員 知っていて、ずっと放置をして
いて、それを修正しなかったのは、これは意図的
なんじゃないですか。

それから、もっと言えば、後ほどお話をしま
すけれども、先ほど来話が出てくるように、賃金
が上がったということを偽装するために意図的に
いろいろなことをやっているんじゃないですか。で
すから、意図的なんです。そういうふうに意図的
にやって、実際に基幹統計をいじって、事実と反

するたらしめる行為ですよ、事実はそんなに賃金
が上がつていないのに、賃金が上がったようにし
ているわけですから。

さつきも言ったように、統計は正しいものとし
て、それに則して我々はいろいろな行政運営とか
政策決定をするんですよ。それを意図的にいじ
くって都合のいい数字を出すことは犯罪行為だ
というのが、これが統計法の規定なんじゃないで
すか。まさに、だから私は、これは本当に意図的
だというふうに思いますよ。

ただ、これは、私も役人を罰しろということ
を言っているつもりはないんです。トカゲの尻尾切
りのようなことはあつてはならないと思います。
やはり、政策責任者である政務三役を含めた政
治家にもちゃんと責任をとってもらわなきゃい
けないと思います。

そこで、この点について、先ほど橋本委員も
ちよつと触れられましたけれども、根本大臣はこ
の十二月二十日時点で報告を受けていた
と。それにもかかわらず、翌二十一日の日には、
毎月勤労統計調査、十月分の確報の公表を厚労省
はしたということでもあります。

大臣、不適切な調査であることを知りつつ、な
ぜ公表をとめなかったのか。やはりとめるべき
だったと私は思うんですね。しかも、年明けの一
月八日の記者会見までこのことを大臣は隠して
いたわけですよ。これは、私は非常に重い責任が
あるというふうに思っています。

この点について、先ほど、橋本委員の答弁に
対しては、報告書の中にも触れられていますけれ
ども、毎月の定例業務として定期的にやっていた
んだとかいう話がありました。あるいは、思いが
至らなかったというような話がありました。でも、
そんなことで済むのかと私は思います。

これは、結果として、統計が間違っているこ
とを知りつつそのことを公表して、世間をだまし
たということになるんだと私は思いますけれども、
改めて、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 まず、私は、十二月二十日に事

実関係の一報を受けました。これは、具体的に
は、五百人以上規模の事業所において全数調査と
すべきところ、東京都において抽出調査を行つて
いたこと、抽出調査の結果を必要な統計的処理を
行わず集計していたことが判明して、この報告を
受けました。その時点では、経緯とか内容がその
時点では明らかになっておりませんので、そこは
徹底的な調査をするようにという指示をいたしま
した。

そして、次の、二十一日に十月分の確報値を事
務方がそのまま公表したこと、これについては事
務方に確認をいたしました。今回の事業について
具体的な経緯等が明らかでなかった状況の中で、
毎月定例の業務として今回の事業と関連づけるこ
となく公表しました。その事務方からは、確報
まで思いが至らなかったという報告を後で受けま
した。そういうことを確認いたしました。

○大西(健)委員 経緯とかが明らかになつてい
たということじゃなくて、毎月勤労統計に不備が
あつたとわかつたんですよ。不備があつたとわ
かつたら、新たな公表を差し控えるというのは当
たり前のことじゃないですか。そんなことは思い
が至らなかったみたいで話で納得できる話じゃな
いんですよ。だって、統計は不備があるともう知っ
ているんですから、新しい発表をしなきゃいい
じゃないですか。そんなこと、思うとか思わな
いとか、思いが至るとか至らないとかという話じ
ゃないんじゃないですか。

それを知つていて発表したというのは、これは
世間をだましたという行為ですよ。これこそ本
当に、明らかに知つていて出しているわけです
から、故意に出しているわけですから。こんなこ
とが許されるんですか。大臣、いまだ一度。
○根本国務大臣 公表について思いが至らなかつ
たと言っているのは、公表した事務方でありま
す。

それから、私は、全数調査をすべきところを抽
出調査にした、そして復元を行わず集計してい
た、これは確かに報告を受けた、だから徹底的な

調査を行うよう指示しましたが、一報を受けた段
階でそのことだけを申し上げても混乱を招くだけ
なので、しっかりと調査を行つて、事実関係が一
定程度整理された段階でお話しするのが筋だと私
は考えました。

○大西(健)委員 まず、私が多分大臣だったら、
その報告を受けたら、これって毎月発表してい
るんだらう、次の発表はいつなんだと。あしたで
すと言われたら、それはとめますよ。当たり前で
よ、こんなの。

あるいは、事務方が思いが至らなかつた。事務
方って専門の職員でしょう。毎月毎月これは発表
しているんですよ。それに不備があるというこ
とがわかつたら、新しい発表をしなきゃいいな
いって当たり前じゃないですか。それは、思いが至
るとか至らないとかという話では私はないと思
います。

これは全く、だから、報告書に思いが至らな
かつたと説明してあるけれども、それを見て、あ
あ、そうですか、わかりましたと我々は納得でき
ないですよ。全くふざけた報告書だというふう
に思います。

それから、このことについて、大臣、この二十
一日に十月分確報を発表したことについて、特別
監察委員会から何か聞き取り調査つてされまし
たか。されたか、されていないかだけ。大臣が聞
かれたかどうか、特別監察委員会から。

○根本国務大臣 私自身は、特別監察委員会から
事情は聞かれておりません。

○大西(健)委員 そうなんです。大臣も聞かれ
ていないし、政務三役も、処分を受けていますけ
れども、一切、特別監察委員会からは事情聴取を
受けていないんですよ。

また、これについては桝屋委員が先ほど指摘さ
れていましたけれども、例えば報告書は、東京都
について抽出調査が導入された動機について、五
百人以上の事業所からの苦情や都道府県担当者か
らの要望を踏まえた結果というふうにしていいけ
れども、一方で東京都は何と言っているかという

と、都の方から厚労省に抽出調査を要望したとい
う事実は聞き取りや資料を含めて確認されていな
い。つまり、東京都と厚労省のこの調査報告書の
結果が、言い分が食い違っているんですよ。なの
に東京都には聞き取りしていないんですよ、さつき
桝屋先生が確認されたように。

さらに、昨年六月の、抽出調査に切りかえる
という通知と、対象事業者のリストを送付した神奈
川とか愛知とか大阪府の担当者にも聞いていな
いんですよ。本来、私は、それは聞かなきゃいけ
ないと思いますよ、ちゃんとした報告書をつくるた
めには。

先ほど来話に出ていますけれども、この特別監
察委員会というのは、事実関係や責任の所在につ
いては今回の報告書でもう明らかになつたんだ、
だから、今後は再発防止や信頼回復の議論を続け
て、そのことについては別途報告書を出すと言っ
ていますけれども、これは事実関係とか責任の所
在は明らかにしたと言つていますけれども、先
ほど大串委員の質疑の中でも明らかにしたよう
に、そもそもヒアリングが、第三者的な有識者が
直接やっていないということがわかつたりとか、
あるいは東京とか大阪とか愛知とか神奈川の自治
体職員にも聞いていない、さらには政務三役にも
聞いていない。こんな報告書は十分じゃないで
すか。

これでもう打ち止めなんだ、これで報告書はい
いんだというのは、本当に、大臣、それでいい
んですか。改めてお聞きをしたいと思います。

○根本国務大臣 特別監察委員会がまとめた報告
書によれば、ヒアリング調査を含めた調査の結果、
今般の不適正な取扱いに係る事実関係や動機、
責任の所在などは明らかになつており、そして、
昨年の十二月二十日に政策統括官らが今般の
不適切な取扱いについて厚生労働大臣に報告した
事実以外に、不適切な取扱いを政務三役に報告し
たという事実は確認されておられません。これは、
私を含めて政務三役にヒアリングを実施したのか
ということに対してのお答えです。

自治体との関係についても、当時、関係都道府県に通知された文書等の内容や、当時の関係職員、元職員からのヒアリング調査の結果には矛盾はなく、これらによって今般の不適正な取扱いに係る事実関係や動機、責任の所在を明らかにすることができましたので、特別監察委員会の判断として自治体担当者へのヒアリングはなされなかったものと承知をしております。

いずれにしても、本委員会というのは、集中的な検討を行って、二回の会合での議論を経て、事実関係と関係職員の動機、目的あるいは認識、更に責任の所在を明らかにしたものであつて、役割を果たしていただいていると判断しております。

○大西健委員 さっき言ったように、だから、東京都のこと一つとっても意見、言い分が食い違っているんですから、聞かないでいいという話では私はないと思います。

ですから、それも聞いていない、あるいは政務三役なんかに聞いていない、そういう報告書は不十分だと思ひますし、きょうのこの議論の中でも、この報告書で、これで終わりだということでは納得する人なんか私はいないと思ひますよ。ぜひ、引き続き、しっかりと一度報告書を出し直していただきたいと思います。

この事案で私がやはり問題だと思ひるのは、これはほかの委員も言われていましたけれども、厚労省が不適切なこの調査に気づいて、それを改めるチャンスは何度もあったと思うんです。それを逃してきたこと、これが一番大きな問題だと思ひます。

その一つのタイミングが、私は、平成三十年の一月調査以降の給与に係る数値の上振れに関していろいろ議論が昨年の夏ごろにあったんですね、このときにこれを見つけたらと思うんです。

資料としてお配りした西日本新聞の昨年の九月十二日の記事でありますけれども、一月以降の現金給与総額の前年比増加率が大き過ぎる状態がずっと続いている、特に六月については三・三%

を記録して、二十一年五月ぶりに高い伸びを記録したということが大きく報道されたんですけれども、このことに関して、エコノミストら専門家からさまざまな疑義が生じて議論になったんですよ、この時期に。

このとき、資料の二ページ目ですけれども、厚労省はこの二ページ目の資料を使って、この上振れの要因は、調査対象の部分入れかえと労働者推計のベンチマークの更新でこれは上振れしたんだ、こういう説明をしてきたんです。ところが、実際には、この同じ昨年の一月の時期からまさに復元をやっていたということなんです。だから、これが影響していたんですよ。

やはり、何でもこのことをこのときにしっかりと、上振れ要因が何なんだ何なんだといつてみんな議論をしていたわけですから、だから、上振れ要因の中に、このベンチマークの話とサンプルの部分入れかえの話、ローテーションサンプリングの話はもちろん要因の一部にあるんですけれども、もう一つの要因としては、当然、東京都の復元をやったことが入っているんですよ。ところが、それを、何だろう何だろうと議論したら絶対わかるはずなんです、何でもそのときに言わなかったんだという話なんです。

時間がないのでちょっとそのまま行きますけれども、資料の三ページを見ていただくと、これは一月二十一日付の同じく西日本新聞ですから、今回の、まさに復元をしていなかった、あるいは、全数調査じゃなくて抽出調査をやっていたということが明らかにされて以降、西日本新聞さんが出した記事ですけれども、一月から補正が行われたことを踏まえて、専門家の協力を得て再集計値の前年度比増加率を試算したところ、確報が出ている昨年一月から十月は約〇・四%から一・一%になって、公表値が約〇・二ポイントから〇・三ポイント過大だったことが判明した、こういうふう

に書いています。それで、この件に関して厚労省がきのうになつてやっつと、これはずっと山井委員が合同ヒアリン

グの中でも求めてきたことですからけれども、やつと再集計値の数値を出してきました。

追加でお配りした一枚物のものがこれなんですけれども、これを見て私は驚きました。何と、乖離は最大で〇・七ポイントですよ。西日本新聞の試算よりもはるかに大きい乖離が出ていた。しかも、問題になった、二十一年ぶりの高い伸びになった昨年六月の三・三%の再集計値では〇・五ポイントも低く、実際には二・八%だ。まさに、東京都の復元の部分の効果を除けば、三・三%じゃなくて二・八%で、〇・五ポイントも実際は低かったということが、やつときうになつて出てきたんです。

記事に戻っていただくと、この西日本新聞の記事のところで、私は線を引いておきましたけれども、一月二十一日の記事ですけれども、専門家の意見として、賃金上昇率が高まる、つまり、復元の要素を入れると賃金上昇率が高まるのはわかってはいたはずなのに、秘したまま、それを隠したまま補正した理由が全くわからない。これはアベノミクスによる賃上げ効果を大きく見せるための統計操作だったのではないかと疑念が呈されているということなんです。

根本大臣、本来比較できない補正済みの数値と補正していない前年度の低い数値、これを比べれば伸び率が高くなるというのではわかるんですよ。それをわかつた上でやっています。これはまさに国民をだましたんじゃないですか。アベノミクス偽装、まさに、国民をだまして、賃金が高く伸びているように見せるために、補正をしていない低いものと補正をした高いものを比べて伸び率を高くするように国民をだましたというのではないんですか。大臣、どうなんですか。

○根本国務大臣 監察委員会の報告書によれば、これは監察委員会がしっかりとヒアリングしてもらいましたから、何でも当時の担当室長がこういうことをやったのか、私はこれが一番大事だと思います。

当時の担当室長は、東京都の分も適切に復元処

理を行わなければ平成三十年一月から実施予定のローテーションサンプリングがうまく機能しなくなるかと考えて、つまり、ローテーションサンプリングをやると、必ず抽出率を出さないと復元できませんから、そういう新たな統計手法のもとで東京都についても復元処理がなされるよう部下に指示を行っていたと述べております。東京都が抽出調査であつたことを隠蔽しようとするまでの意図は認められなかったとされております。

そして、当時の担当室長の動機、これはどう判断したか。これは、東京都の一部の事業所に関する復元処理による影響を過小評価し、後任に対しても復元処理の影響は大したことではない旨の誤った認識に基づく引継ぎを行つて、結果的に、後任の担当室長が平成三十年一月調査以降の給与に係る数値の上振れの要因分析をする際に、東京都を抽出調査しているということの影響を考慮しなかった原因をつくり出したということであります。

この統計の専門の室長の動機、目的あるいは認識、これは報告書で明らかにされております。

○大西健委員 先ほども言いましたように、本来比較できない補正済みの数値と補正していない前年度の数値を比べることで、高い伸び率があるように出したわけですよ。それを隠したままやっていたら、やはりそういう数字を出したかったからやつたんじゃないか。だから、まさにそういう意図でやつたんじゃないかというふうに私は思わざるを得ないと思ひます。

この点については、この後、山井委員の方から詳しく質問させていただきますので、私は終わらせていただきますけれども、先ほど来話が出ていたように、裁量労働制の労働時間のデータ偽装であつたりとか、あるいは障害者雇用率の水増し、そして今回の問題ですよ。ですから、厚労省、国民の厚労省に対する信頼はもう地に落ちている。まさにここですっかりやらなきゃ、もう厚労省は終わると思ひますよ。

ぜひ、そういう思いで、きょうも与党の委員からも厳しい質問がなされましたけれども、本委員会で、きょうの審議では不十分ということが明らかになったと思います。通常国会が始まりましたらしっかりと審議時間もとっていただいて、この真相解明、責任追及もまだまだ不十分だし、報告書も不十分で、私は、撤回してまた出し直していただきたいと思ひますので、さらなる真相解明と責任追及、それがなければ、先ほど榊屋先生が言われたように、再発防止だとか信頼回復はないということをお願いして、私の質問を終わります。

○富岡委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十分間、質問させていただきます。

まず、冒頭申し上げますが、この勤労統計不正の問題は、与野党が対立する問題ではないと思ひます。そういう意味では、与野党も力を合わせて、本当の真相はどうだったのか、今の賃金状況はどういうことなのか、そのことを力を合わせてしっかりと真相を究明する責任が私たちにはあると思ひます。

それで、今回の不正、そして疑惑には大きく二つのポイントがありまして、一つは、西村智奈美議員が指摘をされた給付金問題。つまり、本当に給付金、全員の方々に支払われるんだらうか。これはやはり、与野党を超えて、責任を持つてしっかりとやっていかねばと思ひます。

ただ、三十分しかないのです、その重要な論点は、それはそれでほかの議員に任せまして、私は、もう一つの論点、大串議員そして大西議員からも話がありましたが、賃金偽装、アベノミクス偽装、こちらの方がより悪質ではないかと私は疑っております。なぜならば、結局、今、大西さんがおっしゃったように、賃金の伸び率を高く、一年間、国民をだまし続けたわけでありまして。

私、きょうの根本大臣の冒頭発言で極めて不自然かつ違和感を感じたのは、今、大西議員が指摘された、一年間、賃金の伸びを〇・五%高く国民

に公表していた。国民だけじゃないですよ。世界を対前年比でだましていたわけですね、〇・五%分。これは、賃金偽装、アベノミクス偽装です。にもかかわらず、根本大臣、一年間、賃金の伸び率を〇・五%水増し、偽装していたことに關して、言及もない、謝罪もない。どういうことですか。

このグラフを見ていただければと思ひます。二ページ目のグラフ。つまり、昨日発表になりましたけれども、三・三%、例えば去年の六月は名目賃金が伸びたと言ったけれども、きょうの朝の発表で二・八でした。〇・五%水増し、偽装をしていました。これはもう認めたわけですね。認めたにもかかわらず、伸び率を水増し、偽装、結果的にしていたことに關して、一言の言及も謝罪も、根本大臣はありません。国民に対して謝罪すべきじゃありませんか。

○根本国務大臣 私は、今回の事案、これは、今委員もそういう趣旨をお述べになりましたけれども、政策立案や学術研究、経営判断などの礎として、常に正確性が求められる政府統計についての信頼を毀損する、私も、これは本当に言語道断だと思ひます。

こういうことを引き起こしてしまったことについて、そして、さらに、給付についても追加給付が必要になる、これは、国民の皆様にご迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っております。

○山井委員 じゃ、一年間、大西さんが指摘したように、〇・五%、結果的に国民を、伸び率を高く発表してだましていたということに關しては、謝罪はしないということですか。

○根本国務大臣 本来、統計処理として復元してない数値を公表していたことについては、大変申しわけなく、国民の皆様、統計にかかわる皆様にご迷惑をおかけした者として、大変申しわけなく思っております。おわびを申し上げます。

○山井委員 本来は、賃金の伸び率を誤って高く、間違つて発表したことをおわびしますと言わないとだめなんじゃないんですか。

ちなみに、過去、こんなことつてあったんですか。確定した前年度比の賃金の伸び率が〇・五%も、後になって、それはうそでした、間違つていました。日本の雇用労働政策、賃金統計の世界で、過去、そんなことというのは例があったんですか。あったならば、どんな例があったか言つてください。

○根本国務大臣 勤労統計、これは毎月確報値を公表しています。そして、毎勤統計において、現金給与総額の名目賃金の伸び率や実質賃金の伸び率の確定値が公表後に今回の事例のように下方修正された例は、現時点では確認されております。

○山井委員 つまり、これは日本の歴史上初なんです。前代未聞なんです。

勤労統計、賃金統計というのは、国民も世界も日銀もエコノミストも信用しているんですよ。それが、後になって、一年間の賃金伸び率が全部間違つていました。そんなことは前代未聞。にもかかわらず、そのことに關して、私が今言うまで謝罪の一言もしなかつた。

さらに、その問題だけじゃないんです。

実は、大西議員も指摘をされたように、もう一つ、そもそも昨年一月に算出、調査方法が変わつているんですね。これを見てもらつたらわかりますように、なぜか、一ページ目の私の配付資料ですが、調査方法を変えた後からびよんと、賃金の伸び率、賃金が上がり出しているんですね。(発言する者あり)今、橋本さん、アベノミクスがとおっしゃいました。本当なんですか。本当なんですか。アベノミクスの効果というより、ここで算出、調査方法を変えた効果の方が高いんじゃないんですか。

それで、お伺いします。

実際、昨日発表のあったように、二・八%、昨年の六月には名目賃金の伸び率があつた。でも、参考値という、同じ算出方法、同じ事業所でやつた場合には一・四%だった。これについて、先ほど大西議員も触れたように、昨年六月、昨日

訂正されて二・八になりましたが、昨年の時点では三・三%の、二十一年ぶりの伸び率というのはおかしい、伸び過ぎだ、この統計はおかしいという報道が数々なされました。

それで、配付資料を見ていただければと思ひます。それに関しては十二ページ。どういふ議論がされたか、去年九月の議論です。朝日新聞、九月二十九日、算出方法を変えたら賃金高い伸び率。これはからくりがあるんですね。ここの記事をちよつと読み上げます。つまり、算出方法、調査方法を一月から変えて、前回より大企業の割合がふえていた、給料が高目の大企業の比率が高まり、現金給与総額、名目賃金を上昇させる要因になった。

九月二十八日の統計委員会では、多数の人々が賃金の変化として実感するのは同じ事業所での変化だとして、伸び率には参考値を用いるのが適切。つまり、このグラフにある、二・八よりも、同じ事業所、調査手法の一・四%の方が賃金の伸び率として適切だということを、総務省の検討委員会でもそういう議論になつたわけでありまして。

そこで、総務省、お越しいただいていいると思ひますが、この議論について、どういふ議論になつたか、お答えください。

○横山政府参考人 お答えします。

第百二十六回統計委員会では、労働者全体の賃金の水準は本系列で、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していくということが重要との見解が示されたものであります。

ただ、その場合、継続標準につきましては、標本交替やウェイト変更による断層を回避できるといふことで、賃金の変化率を捉えやすいというメリットはあります。

ただ、一方、継続標準というのは、その当時の十二月から一月の間に標本が入れかわつてしまうために、標本数が少なくて、その標本に偏りがある可能性があります。

そういう意味で、賃金の変化率については継続標本で見ていただく、一方で、賃金の水準につい

ては本系列で見えていただく、そういった議論になったところであります。

その際、統計委員会では、厚生労働省に対して、こうしたことをきちんとユーザーの方にわかるようにホームページに掲載するというのも見解として示されたことでもあります。

以上のことを踏まえ、利用者が目的に応じて、本系列、共通事業所の双方の系列を見て適切に判断することが、統計を見る上で重要と考えております。

○山井委員 きょうの配付資料の十一ページを見てください。それは報告書に書かれているんですね、赤線を引きました。つまり、景気指標としての賃金変化率、つまり伸び率ですね、賃金の伸び率は共通事業所を重視していくのが最も重要。共通事業所というのはこの参考値のことだと思います。うなずいておられます。

○横山政府参考人 お答えします。

○山井委員 そうです。これは非常に重要な答弁です。

つまり、伸び率は、きのう公表されたのは二・八なんです。しかし、きのう公表されて、もう水増しが決着したのかといったら違うんです。きのう公表された六月の二・八も不適切であって、本来の伸び率は、統計委員会の見解は一・四。つまり、半分だということなんです。

○横山政府参考人 お答えします。

統計委員会の見解としては、伸び率については一・四で見るべきである、そういう見解であります。

○山井委員 非常に重要な答弁です。

つまり、統計委員会では、伸び率は二・八じゃなくて一・四なんです。ということは、きのう発表された二・八というのは、これは賃金偽装、アベノミクス偽装ではないか、そういう疑いが濃いです。

つまり、配付していませんが、昨日公表された、正しいと言われている再集計値の二ページ目です。まだ、伸び率は二・八と公式見解で載っているんです。後の方に、参考値としては一・四で出ていますけれども。今わかったのは、参考値じゃなくて、そもそも伸び率は、二・八じゃなくて一・四。

これがなぜ決定的な大きな意味を持つのかというと、伸び率が一・四ということになりますと、こちらの、ありますように、実質賃金でいうと今の議論は二％じゃなくて〇・六だということになります。この参考値の実態ではかつていくと、昨年の実質賃金の伸び率は年々マイナスになるんですね。このかさ上げをするかしないかで、昨年一年間の実質賃金が、プラス、マイナス、全く分かれるんです。

そこで、根本厚労大臣にも確認をしたいと思えます。

今、総務省の方から、前年比較の伸び率、賃金の伸び率、どれだけ賃金が上がったかということですね、伸び率については、昨年六月は二・八より一・四の方が適切であるというのが統計委員会の見解であるということですが、根本大臣の見解もお聞かせください。

○根本国務大臣 私は、今のお話を聞いていて、この統計をどう考えるか、あるいはどの統計をどういう見方で使うのか、私は、聞いていてこれが基本かなと思いました。

一つは、勤労統計の統計の方式として、平成十七年の経済財政諮問会議で指摘されて、今まではサンプルを二、三年ごとに全部入れかえていたんだけれども、それじゃ断層が生ずるじゃないかということ、統計委員会等の議論の中で、統計

委員会の諮問を経て、平成三十年一月の調査結果から、部分入れかえ方式、ローテーションサンプリング方式……(山井委員「説明は結構です」と呼ぶ)いや、これが大事なんです。でも、ローテーションサンプリング方式にしましょうね。そして、統計委員会では、三十年一月の変更については、おおむね妥当だとされて、この合意は得ていると思います。

ただ、もう一つ、サンプルを入れかえちゃうものから、賃金の変化率としては、共通事業所の結果を重視すること、あるいは、今回の見直しに伴う影響やデータの見方について、対外的にわかりやすい説明が必要であることというのが統計委員会から指摘されましたから、ローテーションサンプリングでこういう勤労統計調査をやりますよ、これは統計委員会でも合意されているわけですよ。

ただし、参考値として、サンプルを入れかえる前の、去年とことしの共通事業所というものがあから、その伸び率がどうだったかということも参考値で載っているようにということがなされている。

だから、この参考値でどういうものを見るのか、そもそもそのローテーションサンプリングで認められた新しい統計のやり方、中身、それをどう活用するかというのは、私は、この統計をどう活用するかということに、どういふものを活用するかということの、利用の目的によってそれぞれ活用するということだと思います。

○山井委員 ごまかせないでください。私は明確に聞いているんです。

利用目的は、おとしと去年の一年間の賃金伸び率を見るにはどちらが適切ですかということに絞って聞いております。去年の賃金伸び率の比較としては、二・八か一・四か、どちらが適切か。

総務省は一・四が適切と言いました。

根本大臣、では、総務省の見解と厚労大臣の見解は同じでよろしいですね。大臣、お答えください。総務省の見解と同じでよろしいですね。

○根本国務大臣 ですから、この統計は、どういうことで活用するのかということ、どの統計を使うか。ですから、これは二つあると思います。例えば雇用保険のときには変動率を使うわけですから、ベースになる賃金についての変動率で雇用保険というのは使っていますが、その変動率を使うときには、本来のローテーションサンプリングでやった新しい統計のやつを使う。何をしたいかということですよ。何をしたいかということについて、どちらの統計を使うかということで、使い方が異なるんだと思います。

○山井委員 おかしいですよ。三回目ですよ。もう一回聞きます。総務省は、前年比の賃金の伸び率を見るには、二・八よりも一・四が適切と明確に答弁をしました。参考値の方が適切と答弁しました。同じ考えでよろしいですね。イエスカノーか、答えてください。

○富岡委員長 山井君の質問の内容はわかられると思いますが……(山井委員「委員長、とめてください」と呼ぶ)

では、ちょっと。

(速記中止)

○富岡委員長 では、再開してください。

○根本国務大臣 やはり、これは統計のことで、私がきちんと正確に理解しなければいけないと思います。

サンプリングを……(山井委員「いやいや、イエスカノーかで。総務省と同じ見解ですか、どうですか」と呼ぶ)いや、ちょっと聞いてください。

共通事業所にするサンプル数が少なくなるんですよ、サンプリングを入れかえる結果。ただし、前年度の比較を見るためには、同じ事業所同士で比較することも必要なので、だから、共通事業所というものの数値も参考値として出した。ただし、サンプル数が少ないから、それだつて振れる可能性はあるんですよ。

だから、どちらの統計数字を見るのかということとは、それぞれの利用目的に応じて使う。だから

ところで、もう一つ重要なことを申し上げます。きょうの配付資料の経済財政諮問会議の部分を見ていただきますが、十四ページでは、

○根本国務大臣　これは統計の方式という極めて専門的な分野ですが、もともと、この統計については厚労省で、やはり統計というのは常に精度を考へなければいけませんから、もう麻生大臣の経済財政諮問会議でそういう発言がある前から、厚生労働省としては統計の新たな方式については検討をしておりました。ですから、その意味では、麻生大臣の発言がきっかけということではありません。その前から、厚生労働省としては統計の検

それと、ローテーションサンプリングをして、そして当てはめで、これは、大企業と中小企業というのはシェアが変わってきますから、だから、

○富岡委員長　質問時間がもう切れておりますので。

○根本国務大臣　もう一度申し上げますけれど。

も、ローテーションサンプリングで入れかえますから、そのときに、まず、大企業と中小企業の比率がどうなるか、これがベンチマークによる入れかえということですから、これに対しての寄与度と、それから、実際のサンプル入れかえをした結果、賃金が伸びている寄与度、これがある。

ちよつと混乱しますから、三十年一月の数値で申し上げれば、三十年一月は公表値とのギャップが〇・八あった、三十年一月公表値は。これは復元をしていないことによる影響が〇・三で、そして、再集計値、公表ギャップの〇・五のうちベンチマークを入れたことによる寄与度が〇・四で、そして、サンプル入れかえによつて上がったものの、これが、実際、賃金が上がったものの、シェアの問題と実際に上がった賃金とありますが、その寄与度が〇・一、こういうことであります。

○山井委員 ちゃんと、今、口でおっしゃったことと公表されていますか。今、私、初めて聞きましたよ。そんなことと公表されていますか、今おっしゃったけれども。ちよつと違ってくださいます。それは、いつ、どこで、誰がそんなことを公表したんですか。

○根本国務大臣 これは、どういうことでこういう状況になったかというのを我々検証しなければなりませんから、この寄与度分析を内部で行いました。それで、私はそれを申し上げたということです。(山井委員「内部でこつそりやったって……」と呼ぶ)こつそりやるわけじゃないんですか。

公表値と、もう一度やり直した再集計値に差があった。これはどうして差があるのかと当然思いますよね。だから、一つは、再集計値で二十九年度復元してなかったことによる寄与、そして、ベンチマーク更新によつて中小企業と大企業のシェアが変わるから、それによる寄与、影響、そして、結果的にサンプルを入れたてやつて出た数値の実際の伸び率の寄与、こういう分析を我々がするのは、我々は統計をやっていますから、その分析をしている、こういうことです。(発言す

る者あり)

○富岡委員長 静かに。

時間がオーバーしておりますので、またの機会に。

○山井委員 わかりました。

そうしたら、今のものをちよつときよの夕方あたりに出してください。今まで公表されていないことを急に言われたつて。私たち、前々から要求していた資料ですから。今おっしゃった、重要ですよ、基準ベンチマーク更新とサンプル入れかえによる効果、そして、復元による効果の資料を出してください。そして、本来の賃金伸び率はそれを差し引かないとだめですから、その最終的な本来の賃金の伸び率を早急に出していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○富岡委員長 時間をオーバーして今質問されました。こちら、少し配慮はしておりますけれども、委員長の指示にしっかりと従ってください。(山井委員「私、あえて申し上げます。だから、根本大臣に簡潔に答弁してくださいと言ったのに、私が聞いていないことを長答弁されるからこういうことになるんですよ。今後気をつけてください」と呼ぶ)

後の予定がありますので……(発言する者あり)静粛にお願いいたします。

次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。初めに、委員長にお願いします。

今、山井委員が求めた内容については、合同ヒアリングで求めているわけなんです。ベンチマークや入れかえがあった寄与度と、では、実質の賃金の部分の寄与度はどうなのか、その内訳をというのの求めていますので、試算をしたということですから、理事会に提出するようにお願いいたします。

○富岡委員長 理事会にて諮らせていただきます。

○高橋(千)委員 本題に入りますが、昨年も、労働時間等実態調査のデータ捏造問題、障害者雇

の水増し問題など、重大事案が次々と起きて、そして、まだ何も解決はしていません。これを議論している最中にも実はこの問題はわかつていたわけ、ばれなきやいいなと思つていたんでしようか。

統計法第一条にあるように、公的統計は、国民にとつて合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報です。まして、毎月勤労統計は基幹統計の一つであり、賃金、労働時間、雇用状況などの調査を通して、雇用保険や労災保険などの給付の基準額となるだけではなくて、内閣府の月例経済報告や日銀、各企業、エコノミストの景気判断、これらをもとにした政策決定に使われる重要な指標であります。二十五万人、七百九十五億円の追加予算、これ自体も大変重大ですが、政府はこれを労働保険特会の中からは支出できるとして事態を小さく見せようとしていたのではないかと、私は、これは重大だと指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、まず大臣に伺いますが、昨年十二月二十日に報告を受けました。そして、何の報告もありません。翌日、来年度の予算案が閣議決定されるわけです。結局、予算案を修正して再度閣議決定するというのが前代未聞の事態になった、その責任をどう受けとめているのか、また、このことを総理にはいつ報告したのか、お答えください。

○根本国務大臣 本件については、事務方から十二月二十日に事実関係の一報があったため、事務方に対して、速やかに徹底的な調査を行うよう指示いたしました。

そして、私が受けた事実関係、これは、五百人以上規模の事業所については、調査計画では全数調査するとしていたところ、東京都において抽出調査を行っていたこと、抽出調査であった場合に統計的処理として復元すべきところを復元しなかったこととあります。

一報を受けた時点では、事案の具体的な内容や影響が明らかになつておらず、予算案との関係性

を判断できる状況にはありませんでした。

その後、十二月二十七日までに、抽出を復元しなかった結果、統計上の賃金額が低目に出ていた可能性が、国民経済計算や経済見通し、雇用保険、労災保険給付等への影響の可能性が明らかになりましたので、総理には、十二月二十八日に秘書官を通じて報告を行いました。

政策立案や学術研究、経営判断等の礎として、常に正確性が求められる基幹統計、こうした事態を引き起こしたことは極めて遺憾であり、国民の皆様へ御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

○高橋(千)委員 十二月二十八日に総理に報告した。そのときに、秘書官を通してということですから、直接ではない。御指示が何かあったんでしょうか、総理からの。

○根本国務大臣 秘書官を通じて報告をいたしました。総理の方からはしっかりと取り組むようにというお話がありました。秘書官を通じてありました。

○高橋(千)委員 具体的な内容がわからなくてここまで思い至らなかった、予算を組み替えるほどの問題ではないと思つたということですよ。だからこそ、その責任をどう考えているのかということをお聞きしました。遺憾というのは何か人ごとに聞けるんですよ。もう一回お願いします。

○根本国務大臣 予算との関係では、十二月二十日に先ほど申し上げた二点を報告されました。その一報を受けた時点では、事案の具体的な内容、影響が明らかになつていませんから、予算案との関係性を判断できる状況にはなかつたんですよ。

その後、二十七日までに、抽出を復元しなかった結果、統計上の賃金額が低目に出ていた可能性が。低目に出ていた可能性があると、雇用保険とか労災保険給付へ影響する可能性があるし、国民経済計算や経済見通しにも影響がある可能性があるということ、秘書官を通じて報告を行ったということ。

いずれにしても、こうした事態を引き起こした

ことは私も極めて遺憾であり、国民の皆様は御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

○高橋(千)委員 だから、今回、閉会中審査をやって、きのう、野党では、予算の集中審査も求めていますよ。やはり、一旦やって、予算を粛々と進めましょう、その姿勢がおかしいんです。だから、問題を小さく見せようとしていると指摘をしました。そのことに對して、やはり思いが至っていないし、遺憾であるという言葉では、到底その責任の重大さを受けとめているとは思えない。これを重ねて指摘をしたいと思うんです。

例えば、二〇一六年に成立した年金カット法、あるいは昨年の働き方改革、そしてことし十月の消費税一〇％の判断、それぞれの政策判断では、前提となる経済状況を必ず検討会でやっています。消費税なら平成三十一年度の経済見通しを出しているわけです。年金は、ことしが財政検証の年でありますが、それに向けての、経済前提の、社会保障審議会年金部会の専門委員会、これをやってきた、議論を重ねてきたんです。

毎勤統計は、その議論の中の重要な一つであるという認識はあるでしょうか。

○根本国務大臣 毎勤統計、今お話がありましたように、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする調査であって、基幹統計とされています。政策立案、保険給付、学術研究の基盤として用いられている重要な統計であると認識しています。

○高橋(千)委員 認識しているとお話がありましたが、このことは、予算の修正だけにどまらないう、政策判断も立ちどまらないうけない、それだけの問題なんだということを言いたいんです。資料の一枚目に、十一月分の確報の毎勤統計の表紙をつけました。

例えば、先ほど山井委員が随分議論したわけですが、現金給与総額は、一般労働者が一・八％増なんだけれども、パートタイム労働者が二・九％増で、こちらの方が多いわけですね。全体をちよっと引く張つてみると。○二九ポイント、

パートタイム労働者の比率が高まっているということなんです。こういう形で、雇用の状況と労働時間を一体として、ちゃんと精査をしていかなきゃいけないわけですね。

資料の二枚目。これは、二十二日付の日経新聞で、日本総研の山田久氏がコメントをしているところなんです。

一段目のところには、大変怒りの言葉を書いています。統計を扱うプロがしっかり配置されているのか疑ってしまう、わかってやったらとんでもないことだとおっしゃっている。

二段目に、かつてのように経済が右肩上がりの時代では今回のような調査も誤差の範囲で許されたかもしれない、それが低成長の時代になり、統計の精度がより重要になっている、構造変化に追いついていない、こう指摘をしているんです。

だけれども、四段目になると、じゃ、四月から始まる脱時間給制度、高プロのことですよ、対象者を決める年収要件は毎勤統計をもとにしていますがと聞かれると、いやいや、実行がおくれかねないと懸念している、そもそも脱時間給制度は導入がおくれにおくられてきたから、これは冷静に峻別すべきだとおっしゃって、つまり、関係していることをわかつているからこそ、これは峻別してねと予防線を張っているんです、失礼な言い方ですけれども。

これは、二〇一七年の十二月二十七日、第三回年金部会の経済前提の専門委員会山田先生が、「日本の実質賃金低迷の背景」ということで、なぜずっと賃金が低迷しているのか。つまり、これは昨年の補正する前ですからね。ずっとデフレ脱却できないと田村元大臣が苦労して、転ばぬ先のつえだといって年金カット法案をつくったあの背景の前提の議論のときに、どれだけ賃金が低迷しているかということ、その理由を一生懸命議論しているんですよ。

だけれども、その一生懸命議論しているものになつていのが毎勤統計なんですね。だから、その毎勤統計で、これだけ一年間ずっと見ているけ

れども低迷しているねと議論された、たまらない思いをしていると思うんです。それだけの大きな意味があるんだということをちゃんと受けとめていただきたい。

政策についてももう一度議論するべきだと思えます。でも、これは、きょうは時間がないので、ここは指摘にとどめます。

それで、中身に入りますが、特別監察委員会の報告についてです。先ほど大串委員からの指摘もあって、私、本当にひどいなと思ったんですが、まず単純な質問をします。この報告書は、誰が、厚労省のどこの部署が作成し、いつ委員の先生方に示したのでしょうか。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。特別監察委員会の報告書についてでございます。

樋口委員長の御指示のもとで、たたき台につきましては、委員会の事務局を務めさせていただきまして、大臣官房人事課が整理をした上で、委員の方々の意見を更に踏まえて整理をいたしましたという経過でございます。このような案につきまして、最終的には二十二日の会合で御議論いただき、先生方に、委員の方々に取りまとめたていただいたものでございます。

○高橋(千)委員 きょうはこれを認めませんでし。私、当然、これは一週間ですから、事務方が案を書いて、でも、事前に先生方に見せて読み込んできてもらうと思つていたんです。だけれども、今、そうじゃなくて、特別委員会なので先生方が書きましてとおっしゃって、それは無理でしょう、一週間ですという議論をしていました。だけれども、今、たたき台は官房人事課が出した。でも、当日の朝出したということですか、今の答弁では。

やはりでし。先ほどの議論があつたように、もう昨年から始めている内部の監察チーム、だけれども、それは、ヒアリングをやつたのは、官僚自身が官僚に聞いている、そう

いう中でそのまま引き継いだ。ほとんどのことはでき上がつていて、監察委員会はそれを、追認と言えど大変失礼なんです、一定の言葉を加えた程度でおさまつてしまつたと思うんです。

荒井史男委員長代理、元名古屋高裁長官は、記者会見の中で、組織的に意図があるとは認められなかった、でも、真つ白と言いつつ切つていくわけはないとおっしゃった。これは、私、じくじたる思いがにじんでいると思うんですね。つまり、限られた時間の中で、もうそれしかできなかったという思いがにじんでいるんです。

これは国会前に出すように、さつき言っているように、国会前にもう終わつちやつたかという思いが、やはりそうした指示があつたんじゃないんですか。

○定塚政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたように、たたき台は事務局、人事課でつくり、ワープロ作業は人事課職員がしてまいりましたけれども、もちろん、これは委員長とはかの委員の方が議論しながら、こういうことだよ、ヒアリングを聞きながらこうだよ、とまとめたというものでございまして、また、人事課としても、今回、この事案が起りました統計情報部局とは異なる部局に置くということで、官房人事課に置いたものでございます。

そうした意味で、委員の先生の指導を受けながら、省内では、中立的な立場である官房人事課において委員の先生の意見をワープロ作業するというような形でまとめたものというふうにお考えいただければと思います。

○高橋(千)委員 国会前に出すようにという話はどうですか。

○定塚政府参考人 この点につきましては、特別監察委員会の設置をしたときに、大臣から早く事実を解明するようにという御指示をいただきました。委員長にも早急に速やかにということをお願いをしております。

これは、それ以前から、この事案が発覚しまし

たときから、事実解明を早期に進めるようにということ、野党の先生方含め各方面から言われてきたということ、を当然踏まえてのことと私は思っております。

○高橋(千)委員 これは、やはり政治家も含めたヒアリングが足りないからこのような話になっちゃうと思うんです。早急に、速やかにというのは、その心は国会前であらう、みんなはそう思うわけですよ。だけれども、それを内部の調査でとどめているからこういうことになります。

先ほど大串委員からも調査を撤回すべきだというお話がありました。私は、これは表紙をかえて、厚労省の内部調査であるというふうにして、第三者の検証委員会を改めてやるべきだと思います。いかがでしょうか。大臣に聞きます。

○根本国務大臣 厚労省では、私は十二月二十日に報告を受けた。ですから、徹底的に調査をしろと指示をいたしました。ですから、事務方は、ずっと作業して、実態がどうか、あるいは原因がどうか、この作業は当然事務方もしている。そして、監察チームがありますから、これは有識者ももともと入っていますから、その監察チームにおいて、そこは精力的に作業もしている。それは事実であります。

そして、やはり第三者委員会、今のようなお話が指摘されますので、きちんと、要は官僚の入らない監察委員会というのを第三者委員会としてつくる。そして、統計の専門家である樋口先生にも入っていただく。この第三者委員会、監察委員会では精力的にやっていたら、そして報告書をまとめていただいたということでもあります。

やはり、私は、十二月二十日に報告を受けてから、とにかく迅速に、スピーディーに、徹底的に調査をするようにという指示をしておりますので、監察委員会もその意味では非常に精力的に作業していただいて、報告をまとめていただいたということでもあります。

○高橋(千)委員 到底受け入れられるものではあ

りません。これでは誰も納得できないと、さつきからみんなが言っているとおりであります。それで、大臣自身が答えられないのに、ちゃんと精力的にやったら、そういうことで、これで第三者的なと言ってしまう、それは逆に言えば委員の先生方にも大変失礼なことになります。改めてやるべきだと重ねて言いたいと思います。

それで、どんな時間がなくなるので相当聞いデータを飛ばしませんが、本間に二〇一一年以前のデータはないんですか。紙ベースでなくても、記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体、これは普通あるんじゃないでしょうか。これをまず聞きたい。

それから、前までは三年保存とされていましたが、だけれども、三年保存であっても、それを破棄するときには内閣総理大臣の同意が必要であると公文書管理法でなっているのに、その同意が見当たらなかったというのが報告書に書いてあります。ということは、毎年毎年、三年過ぎたものを破棄していったんじゃないか。それとも、いずれかのときにまとめて破棄したということですか。どっちですか。

○大西政府参考人 委員御指摘のとおり、この特別監察委員会の報告書におきましては、平成十六年から二十三年の調査の再集計に必要な資料につきましては、三つ、現在のところ、まだ確認できていないという指摘を受けておるところでございます。

個票データにつきましては、委員御指摘のとおり、当初三年でございましたが、その後、永年保存ということになっておりまして、現在、保存期間が満了していないわけでございますので、これが存在確認できないということは、統計法及び公文書管理法に照らしても不適切と指摘されたわけでございます。

また、指定予定事業所名簿につきましては、廃棄に必要な公文書管理法上の内閣総理大臣の同意、こういうものが必要であるということでございますが、これにつきましては現在確認ができて

いない、そういう状況でございます。

もう一つあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、存在が確認できないという、現時点で再集計ができないという事実がございますけれども、委員会の報告書におきましては、引き続き、そういったデータを確認するための努力、こういっただけを継続すべき、そういう御指摘も受けているところでございます。

○高橋(千)委員 済みません、官房長、答えてください。電磁的記録媒体は本当じゃないのか。

○定塚政府参考人 私ども及び監察委員会の事務局である人事課、あるいはほかの部局の職員も動員いたしました調査をしておりますけれども、現時点までにこれらのデータが発見されていないというところがございます。

なお、監察委員会の報告書の中では、この点につきましては、済みません、今、手元がないので正確に申し上げられないんですけれども、引き続き、捜すよう努力するようにという指摘をいただいているところでございます。

○根本国務大臣 今のデータの問題であります。報告書によつて明らかになった事実関係、平成十六年から二十三年調査の再集計に必要な資料のうち、三点、存在が確認できておりません。

一つは、平成十九年一月調査分の旧対象事業所の個票データ、平成二十一年抽出がえの旧産業分類の指定予定事業所名簿、平成十六年から平成二十二年の雇用保険の事業所別頻数データ、この三点が存在が確認できていない。

それで、これは大事なことで申し上げますが、一部、文書保存の基準に反する不適切な取扱いがございましたが、他方、再集計に必要なデータ等の一部は保存期間が満了していた。

三点申し上げます。

個票データ、これは、個票データは、作成当時は少なくとも三年保存だが、順次行政文書保存に関する規則が改正され、常用するとされており、現在まで保存期間が満了となっていない、存在が確認できないことは、統計法及び公文書管理法に

照らし、不適切。

二点目、指定予定事業所名簿は……(高橋(千)委員「やめてください」と呼ぶ)でも、これは非常に大事なことで、事実関係として、私、申し上げておりますが、(高橋(千)委員「そんなことは聞いていない」と呼ぶ)じゃ、いいです。

○高橋(千)委員 報告書を読んで質問しているんだから、何で答弁するときに報告書を読むんですか。失礼じゃないですか。時間稼ぎにもほどがありますよ。とんでもありません。

わからないならわからない、だけれども、それを明らかにしてくださいと言っているんです。これは、ある一時期に一遍に破棄したとしたら、それは大変な作為ですよ。そうでしょう。全く知らなくて毎年破棄していたというんだしたら、それはもしかして本当に知らなかったかもしれない。だけれども、そんなはずはないですよ。そんなはずはない。電磁的記録媒体はあるはず。それが途中で切れていたとしても、その努力をしているとちゃんとはいいいじゃないですか。そして、もし破棄したのであれば、どういう破棄の仕方だったかをきちんと報告をしてください。

もう答弁は要りません。委員長、理事会に諮ってください。

○富岡委員長 ただいまの件を理事会で諮らせていただきます。

高橋千鶴子君、もう時間になっておりますので、簡潔に。

○高橋(千)委員 時間になったのは大臣のせいなんです。今、残り時間が十分あると思って、次の質問をやるつもりだったのが、今、終了の紙が来ました。なので、指摘だけにとどめますけれども。

この資料を見ていただきたいんですね。この資料の③が、さっき話題になった繊維流通統計調査、経産省の統計調査を受けて点検結果をやったら、公的統計の信頼を損なうような例はなかったと書いている。

四枚目には、その点検をやったときに、このよ

うな事案が決して起こらぬよう、各府省におかれましては、徹底していただきたいと、かがみをつけて調査をやったんです。

そして、こうした、資料の⑤にあるような調査票がありまして、基幹統計であれば、どういう統計なのかというのを書いて、通知と実態が異なっていないのか。そのときに、計画上は八百と書いてあるんだけど、実際は千になつていたりとか、数字そのものを違つて申告している場合も具体例として書いてあるんですよ。それを偽つて報告をしたから、何の問題もないということになつていくんですよ。

これが、資料の⑥に、最後についているのは、ことしの一斉点検の紙なんです。これは、まさに厚労省の問題を受けて、抽出かどうかと書いてあるんですよ。それで、報告と実際と違つていたらちゃんと印をつけなさいというふうになつていきます。これは、厚労省のことがあつて、やつとこういう点検になつた。そういう意味では、私は総務省の点検も甘かつたと思います。

しかし、同時に、厚労省は、二重、三重に、あるいは四重に偽つてきた。いろんな場面があつたにもかかわらず欺いてきた。これを、組織的でもない、意図的でもない。こんなことが認められるはずありません。引き続き調査を、集中審議を求めて、終わりたいと思います。

○富岡委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

この報告書をいただきました。この特別監察委員会の目的というところに記載がありますが、大きく分けて三つ書かれています。「事実関係及び責任の所在の解明」、そして「厚生労働省が作成する統計に対する正確性・信頼性を確保」、そして「国民の信頼を回復するための方策等を策定するため」、こうなつていくわけで、この報告書がこの目的に合致して十分であるのかどうかというところを、国民の一般的な、素朴な疑問点からお聞きをしたいと思っています。

まず最初に、一番最初にどういう経緯でこうい

うことになつたのかというのが一番国民は知りたと思うんですが、この報告書によると、当時の担当課の企画担当係長が、雇用統計課長の決裁を得た上で、システム担当係長宛てにシステムの変更をし、最終的には厚生労働省大臣官房統計情報部長名で各都道府県知事に通知をされたというふうになつていきます。

そこで、この調査方法の変更というのは、こゝで書かれている担当係長が単独で行つたのか、それとも決裁をした雇用統計課長もこの事実を認識して決裁を行つていのかをまず確認したいと思っています。

○土生政府参考人 報告書の内容でございますので、私の方から御説明をさせていただきます。

報告書の十四ページでございますが、今先生から御指摘がございました、係長名の事務連絡の記述があるわけでございまして、ただいま御紹介のございましたとおり、担当課長まで決裁をしているということでございます。

したがしまして、報告書の十五ページでございますけれども、東京都の規模五百人以上の事業所について抽出調査することについて、「調査計画の変更等の適切な手続を踏むことなく、担当課のみの判断として調査方法を変更したことは、不適切な対応であつたと言わざるを得ない。」ということとございまして、担当課長も含めた判断であつたということとでございます。

○串田委員 その後、この報告書には、室長と統括官がいろいろと出てくるわけでございます。一般国民からすると、係長、課長、そして室長、統括官、この関係がどうであるのかということも知りたいと思つていきたいと思います。特に、平成十六年から平成三十年の事実が解明されるまで、十何年もの間、この不適正な調査報告が行われていく中で、どういう引継ぎが行われているのか。

残念ながら、この報告書は、全数調査と、そして抽出調査の部分だけを言えば、十六年から十六年の事務取扱の、ここを消したということとで一気に飛んでしまつていて、どうやって十六年

から課長がずっと脈々とそのことについて、事実をどういふふうに申し渡していったのか、なぜその間で気がつかなかったのか、あるいはそれについて問題を提起する内部の職員がいなかったのかというのは国民も一番知りたいと思つていんですが、この報告書にはどうしてそれが、飛んで、いきなり二十六年まで行つてしまふんでしょうか。

○土生政府参考人 今般の一連の事案につきましては、今、発端といえますが、十六年のことは先生御指摘のとおりでございます。

その後の課長級職員、まあ室長とか、組織によりまして変わつていくところがございますけれども、基本的には、担当課長ないし室長が課長級の職員として担当していたという組織でございます。それから、その上司は、旧体制では統計情報部長、部長級でございますけれども、その後、組織改革によりまして政策統括官という局長級の職員になつたわけでございます。そういう意味では、部長級職員、いわば指定職の幹部ということとでございますけれども、この課長級職員の間では、こ

ういった事案があるということにつきましては全知りながら、漫然と従前の方法を踏襲したという事実が確認されているということとでございます。部局長職員につきましては、そのことについて一定の報告を受けた者も一部ございますけれども、基本的には、そういった事態については適切な把握を怠つていた、あるいは、報告があつた場合にも適切な対応がなされなかつた。

全体的な事案の経過としては、報告書の全体を読みますと、このようなことになつていくということとでございます。

○串田委員 課長レベルで脈々と不正の、不的確な調査方法というものを伝達されていった。局長レベルに関してはそれが上げられなかつたというふうなことからいふまでもないんですけども、他の委員から、もう少し節目節目でこの事案というのはわかつたのではないかとというような指摘もありましたが、一番この報告書の中でも明らかに

なつていくのが、十一ページの、平成二十九年一月十一日に、平成二十八年十二月に明らかになつた経済産業省所管の繊維流通統計調査の不適切な処理を契機として、各府省に統計法遵守の状況の一斉点検の要請が行われたと言つていい。これに対して厚労省は、特段の問題なしとの回答が行われたとなつていふんですね。

このような、非常にそういう意味で問題があつて、一斉に点検しろというようなことが行われているにもかかわらず、この問題がその時点で特段の問題なしというふうになつたという経緯、これは、この一斉点検というのは、今のお答えのように、課長レベルでしか点検をしないで、課長レベルでこの部分は特段の問題がないという回答にしましようというような結論に達したという理解でよろしいでしょうか。

○土生政府参考人 十一ページの丸の一番下のところでございますけれども、特段の問題なしとの回答がなされたということでございますけれども、これは担当係から総務省様に行われたということとでございます。

したがしまして、こういった事案ではございませうけれども、こういった事案につきましては、報告書の二十三ページの七の、こういった事実関係の評価ということでございますけれども、いわゆる、ここでは「室長（当時）F」となつております。この課長級職員でございますけれども、こうした一連の対応の中で公表する機会を逸したということと指摘を受けておりまして、こうしたことが処分事由になつていふものと承知をしております。

○串田委員 先ほど一番最初に申し上げましたとおり、この報告書、委員会の目的というのは、今後再発をしないようにするための政策というか施策も考えていかなきゃいけない、そのためのこれは材料として上げていくわけですね。

そうすると、一斉点検の要請が行われたとしても一斉点検にならなかつたということの事実の中で、今後、この一斉点検が行われたときにまた同

じように課長レベルでは隠し続ける、こういう隠蔽体質をどういうようにして、一斉点検をしたときにはこれが明らかになっていくというような改善が行われる予定なんでしょうか。

○土生政府参考人 今回の報告書は、事実関係それから責任の所在につきましてお取りまとめをいただきまして、大臣宛てに御提出いただいたということでございます。

委員御指摘の再発防止策を含む、委員御指摘のような視点も当然含むべきだと思いますけれども、そういった点も含めまして、再発防止策につきまして、現段階では、二十八ページから二十九ページというところでございますけれども、「統計に携わる職員の意識改革を図るための研修の強化、統計部門の組織の改革とガバナンスの強化」、それから何よりも「統計に対して全省的に取り組むための体制の整備などが柱となる。」というところで、柱につきまして一定の方向性を出していただいているところでございますけれども、本格的な議論は今後ということでございます。早急に、私ども事務局としても、取りまとめができるよう努めてまいりたいと存じます。

○串田委員 平成二十九年にも一斉点検を行わなければならぬという総務省からの指示もあり、そして昨年は公文書改ざん問題というようないこともあったわけで、その時点ではもうわかっていたわけじゃないんですか。それを、今の段階で数値的なギャップで説明せざるを得なくなつて明らかになったというふうにしかこの報告書では見られないんです。

一つ、二十五ページに大変疑問に思っている部分があるんですが、ちょうど中ほどに、政策統括官の決裁を経た上で通知されているという記載の後に、「日とは当該通知については認識していないとのことである」と。

何が言いたいかというと、今度は上の者も、課長どまりではなくて、しっかりと関与するんだというふうな状況でありながら、決裁を経ているのに認識していないというのは、決裁の判こかを勝手に課長が押しているのか、あるいは、決裁の

判こを押すときには中身を読まなかったのか、これはどっちなんでしょうか。

○土生政府参考人 御説明させていただきます。

今、厚生労働省も電子決裁システムということになっておりまして、本人が決裁をするということでございますので、名簿だけを見てどの程度内容がわかるかということもございまして、それから、部下の方が、本来であれば、重要な変更をする場合には上司に説明をした上で決裁を求めるということが我々の世界では通常かとも思いますけれども、いずれにいたしましても、決裁をしたということでございますので、この報告書の中では、当該通知に係る決裁権者として、担当の局長級職員としての責任を免れないという御指摘をいただいているということでございます。

○串田委員 今の説明ですと、課長が勝手に押すということはない、決裁をしているということと課長とかが勝手にやることはないという理解でいいんでしょうか。そして、もし本人がやっているとしたら、中身をしっかりと読んでいないで決裁をしている、こういうことなんではないでしょうか。

○土生政府参考人 御説明いたします。

電子決裁のシステムは、個人ごとに決裁権者が決まっておりますので、他人が決裁をするということは通常あり得ないわけでございますので、事実関係から推測しますと、特に問題意識がなく決裁をしたということかと思えます。

ただ、名簿だけを見てこれを抽出に変えるということが読み取れるかどうかという面におきまして、一般論としまして、重要な政策決定をする場合には担当課長が局長に説明をし、その上で決裁をもらうというのが通常の仕事の仕方ではないかということをお願いしているということでございます。

○串田委員 決裁というのは、そのことに関して責任を持って決裁するわけですから、中身が説明がないからわからなかったというのは、これは国民も納得できるような説明にはならないと思いますよ。

そして、課長ばかりに責任を負わせていて、政

策統括官というのは何か知らなかった、知らないことに対しては責任は確かにありますけれどもぐらゐの程度で報告書はなされていきますけれども、果たしてそうなんだろうかというようなところも報告書から読み取れるんです。

例えば、十二ページでいいますと、この時点で、ローテーションサンプリングの移行状況ということで、数値ギャップというのがもう発生しているわけです。そして、五百人以上の事業者に関しては数値ギャップというのは発生することはありません。復元プログラムによつてそれはあるかもしれない。しかし、五百人以上のところは数値ギャップはあり得ないわけでしょう。あり得ない中で、Jはその事実のことを知らされていなかったということとそういう説明をしなかったということですが、では、数値ギャップが発生していることについて、Jはその場でどんな説明をしたんでしょうか。

○大西政府参考人 平成三十年の調査から数値が上振れをしていったわけでございます。それににつきまして、担当課から説明を受けて、その説明を了解したものと承知しております。

○串田委員 今御本人も手を挙げていらつしやるんですけれども、部下からの説明もなかったのか、これまでの調査方法の問題についての説明はなかったと言っている。しかし、五百人以上のところでは数値ギャップというのは絶対発生しないんですよ。発生しないのに何で発生しているんだと聞かれたら、それは答えられないわけじゃないんですか。それは、部下から説明を受けていたのに隠したか、又は非常に奇想天外な説明をしたのか、どちらかしかないと思うんですよ。

○大西政府参考人 失礼いたしました。

上振れするときには、五百人以上のところについて分けた説明はございませんで、五百人以上の数字の不連続のところにつきましては、この調査報告書にも書いてありますとおり、その不連続の理由について問うたところ、それは抽出をすることで、しかも復元をしていなかったという説明をそ

のときに初めて受けたということでございます。

○串田委員 ちょっと誤解しているのは、十二ページの、三十年七月二日はそれを知らなかったということになっているんですよ、報告書で。そして、段差ギャップがはつきりと示された十二月十三日、統計委員長と総務省との打合せの場において、もう逃げも隠れもできなくなった、説明が必要になったということで、Jに対してその報告をしたら、正直に話すように指示されたというところ。

こういうのを読むと本当に国民としても情けないと思うんですけども、今の回答は、七月二日の時点ではJは知らなかったはずなんです。そのときにどういう説明をこの段差ギャップに関して行ったのかというのを私は質問しているんです。

○大西政府参考人 七月二日の説明につきまして、申しわけありませんが、この書類に書いてあるとおりでございます。ローテーションサンプリングへの移行状況がこの部会の方に報告されたというぐあいに承知しております。

○串田委員 恐らく、うまい答えはしてはいないはずなんです。できないと思いますよ。そういうようなことを明確に、政策統括官と課長とのいきさつとか、どういったようなことを認識していたのかというようなことがまだ十分ではないと思います。

ですから、これで何か、今後、再発を防止することができるといふことに関しては、やはり私は大変不満に感じておりますので、今後、こういったようなことの再発がなされないような調査報告などを待ちたいと思います。

○富岡委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

平成三十一年三月十八日印刷

平成三十一年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P